

平成28年第4回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成28年12月5日（月曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	堀部好秀	3番	鏑本規之
4番	黒田芳弘	5番	舩渡洋子
6番	白井悦子	7番	高田文一
8番	高橋勝美	9番	安藤重夫
10番	道下和茂	11番	中村重光
12番	村瀬明義	13番	若原敏郎
14番	瀬川治男	15番	後藤壽太郎
16番	上谷政明	17番	大西徳三郎
18番	鵜飼静雄		

欠席議員（1名）

2番 江崎達己

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	川治秀輝	総務部長	岡崎誠
企画部長	大野一彦	市民環境部長	森寛
健康福祉部長	村瀬正敏	産業建設部長	青木幹根
林政部長兼 根尾総合支所長	蜂矢嘉徳	上下水道部長	三浦剛
教育委員会 事務局長	溝口信司	会計管理者兼 会計課長	小野島広人

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	坪内重正	議会書記	杉山昭彦
議会書記	山田寿成		

開議の宣告

○議長（上谷政明君）

議席番号2番 江崎達己君より欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

議席番号1 堀部議員より発言の許可の申し出がありますので、これを許します。

1番 堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

この10月に北方町で行われましたイベントで、私が関係します北方町の会社において協賛広告を出しました。政治倫理に違背する疑いを持たれる行為をしたことに対し、おわびを申し上げます。

○議長（上谷政明君）

堀部議員におかれましては、議員としての責務の重さを真摯に受けとめ、以後、議員として疑われるような行為を慎むよう、私より厳重に注意をします。

撮影の許可について申し上げます。

議会中継及び議会だより編集のため、議場内において一般質問の場面を放送関係職員及び議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上谷政明君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号13番 若原敏郎君と14番 瀬川治男君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（上谷政明君）

日程第2、一般質問を行います。

1番 堀部好秀君の発言を許します。

○1番（堀部好秀君）

改めまして、おはようございます。

今回は一般質問のトップバッターということで、ちょうど3年で一回りしたなあというふうに思っております。3年前は余りにも短い時間で終わってしまい、あのころはテレビ中継がなかったのよかったなあというふうに思っております。

それでは、通告書に沿って質問をさせていただきます。

1つ目に、子どもの教育について3点お聞きします。

まず、薬物に対する教育についてをお聞きします。

毎年、多くの違法薬物使用の報道がされますが、残念ながらことしも芸能人、元スポーツ選手、また最近では、元歌手の覚醒剤使用が大きく報道されています。新聞を読むと、この地域でも、北方署管内で薬物で逮捕される事案が載っております。見えないだけで、実際にはあるんだなあということ、頭では理解しております。

私は、警察や保健所の講習を受け、薬物乱用防止の講師の認定を受けて、ボランティア団体で小学生を対象に薬物乱用防止教室を行ってきました。小学生を対象にして教室を行っているのは、低年齢のころから潜在意識として薬物の怖さを知ってもらおうという思いから行っています。実際に授業を受けた小学生の意見をお聞きしますと、なぜ薬物がダメなのか、なぜ禁止されているのか、その理由がよくわかったと言ってくれます。子どもたちが薬物の怖さを理解し、大人になって大きなまちに行って、安易にそんなものにかかわらないでいてほしいという思いでございました。そして、こんな地方なら、そんなものとかかわらないだろうと、何となくそう思っていました。しかし、ことし1月には、下呂市の高校1年生、そして9月には岡崎市の中学3年生が覚醒剤の使用で逮捕され、地方の学生でも薬物の使用が現実にあることに大変驚きを覚えております。今は地方でもそういう薬物が手に入ってしまう。だからこそ、子どもに正しい知識を持ってもらいたいと強く思いました。

それと、時には薬物と知らずに、知り合いや友達から勧められて使ってしまうこともあると聞いておりますし、また自分の意思ではなく、他人から強制なり、うそをつかれて使わされてしまう、こういう危険を教えるということは、大変難しい問題だと思っております。本巢市内の小・中学校において、薬物乱用防止についてどんな教育を行っているのか、お聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（上谷政明君）

1点目の質問について、教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

この地域の薬物に対する教育についてお答えします。

中高生の薬物使用については、インターネットによって情報が簡単に入手できる昨今の社会情勢から、この地域でも起こり得ることとして重く受けとめ、危機感を持って対応しているところでございます。子どもたちが薬物によって大切な自分の人生を不幸にしてしまうことは絶対にあってはなりません。このような危険から子どもたちを守るには、薬物乱用の有害性・危険性などの正しい知識と、好奇心や誘惑に惑わされず、適切に判断し、行動できる力を身につける必要があります。

学校では、保健の授業を中心に、児童・生徒の発達の段階に応じて薬物乱用防止教育を行っています。小学校では、喫煙、飲酒、シンナーなどの害を中心に、中学校では、覚醒剤や大麻の心身への影響や、その依存性などを中心に指導しています。

こうした授業に加え、本巢市内全ての学校において、警察職員や学校薬剤師、保護司、ライオン

ズクラブの方々などの専門家を講師に招き、喫煙や飲酒が禁止薬物のきっかけになっていること、薬物依存に陥るとそこから抜け出すことが極めて困難であることなどを、事例を通じてその危険性について具体的に指導していただいております。さらに、薬物使用を勧められた場合の対処方法など体験的な学習も取り入れ、判断力、行動力に結びつけています。

今後は、地域や社会においても、薬物の危険が目の前の子どもたちの身近に迫っているという強い危機感を共有し、学校、家庭、地域がこれまで以上に連携して、子どもたちを見守り、指導できる体制を構築していきたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

小・中学校で薬物の怖さや何かも教えてもらっている。そしてまた、危険な場合についての対処法も教えてもらっているということで、大変ありがたく思っております。

以前、ほかの市町で、薬剤師さんの薬物乱用防止教室をお聞きしましたが、やっぱり専門家ですので、薬物の怖さを詳しく説明しておられましたけど、危険な場面での対処法については、余り説明をされていなかったもので、学校のほうでフォローしていただければ大変ありがたいと思っております。

それと、子どもたちと話していると、そういう場面に遭ったら、親に相談するとか、警察に相談するとか、そういうことを言います。それはもちろん正解なんですけど、なかなか薬物問題、いじめ問題を含め深刻な問題、親に心配をかけたくないということで相談できない子もたくさんいるように思っております。また、子どもさんが警察署に行って相談するということは、なかなか敷居が高いのではないかなあというふうに思っております。こういう問題については、匿名で相談できる場所も幾つかある。そういう相談機関も学校のほうで紹介してもらえたらありがたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

席田郡について、昨年度、席田小学校5年生が席田郡設立1,300年を記念して、席田の催馬楽を演じました。外山まちづくり委員会の雅楽部が笛や笙の演奏を担当し、指導は宮内庁からわざわざ来ていただきまして、子どもたちは見事に演じ切りました。

私も生まれてからずっとこの地に育ち、席田小学校を卒業しておりますけど、「席田」という催馬楽があることを昨年初めて知りましたし、子どもたちにとっても地域にとっても席田郡を学ぶいい機会になったんじゃないかなというふうに思っております。

語り部の会の方にお聞きしますと、席田郡は、席田君邇近と当時の朝鮮の新羅人が移住してきて、本巢郡から独立させてつくった郡で、文化的水準が高い地域だったから、「席田」という催馬楽ができたというふうにお聞きしております。

昨年のイベントは、地域にとっても子どもたちにとっても席田を学ぶいい機会になったと思いますが、せっかくこういう機会を設けてもらったわけですけど、今後、席田郡を学ぶ機会について何か考えがあるのか、お聞きします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問の答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

今後の席田郡についての学習指導についてお答えをします。

席田郡成立1,300年を記念して行われた催馬楽「席田」を上演した席田小学校の児童が、少年の主張大会でその思いを次のように表現しました。席田を謡ったことは僕の誇りです。だからこそ、この謡を僕たちだけで終わらせてはいけません。これからの5年生にも、その下の学年の子にも伝えていかなくてはならないと感じました。この節を何十年後も席田の子が謡い続け、僕が大人になったとき、一緒に謡う日が来ることを願っています。この言葉から、催馬楽「席田」の学習がいかにかふるさとへの思いを強く感じさせ、心に残る貴重な体験となったかが伝わります。

子どもたちは、席田郡の学習を通して、この謡が何百年もの昔から引き継がれ、現在も宮中晩さん会で大切に演奏されていること、それが校歌につながっていること、自分たちの住む地域が貴族の憧れであり、都の候補にまでなったことなどを学びました。そして、席田郡の長く貴重な歴史に思いをはせ、感動し、歴史の継承者としてこの伝統を守っていこうと決意を固めました。

学校は、それぞれの地域の歴史や文化、伝統、特色を生かした教育を展開し、子どもたちがふるさとに愛着と誇りを持ち、ふるさとをルーツに生きていく力を身につけていくところです。

今後、席田小学校の席田郡の学習を初め、各学校におけるふるさと学習の意義を踏まえ、さらに充実、発展が図られるよう努めてまいります。

〔1番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

大変いいお話を聞かせていただき、ありがとうございました。

本巢市も幾つかの伝統行事がありますけど、全て1年1年の積み重ねによって長年行われているものと思っています。今後も、「席田」を演じることや、また学んでもらうことを続けてほしいと思っていますので、よろしくお願ひします。

それでは、3番目の小学校での体育指導についてお聞きします。

今の子どもたちは、身長や体重などの体格は年々よくなっていますが、基礎運動能力は昭和60年ごろから低下していると言われております。

主な原因は、外遊びが減ったこと、公園や遊べる場所が減ったこと、少子化で遊ぶ仲間が減ったこととされていまして、最近の子どもたちは、転びやすい、けがをしやすい、起立姿勢が長くでき

ないと言われています。これは、平行性、敏捷性、巧緻性など身体の動きを最も効率的に発揮するための能力、つまり調整力が衰え始めているからと言われて、そのため、とっさの動きができない、頭の考えに体の動きがついていかないでバランスを保つことができない子どもが急増しているそうです。

小学校から中学校にかけては、走ったり、跳んだり、投げたり、そのような基礎的な動きがより洗練される時期で、この時期における運動は、その後の人生にも大きな影響を与え、活動的でない現代の子どもは、あらゆる行動への意欲や気力などの精神的充実のないまま社会に出ていくことになってしまいます。

中学校は体育の専門の先生が授業を行います。小学校は担任の先生が全教科を教えます。担任の先生に子どもが体育が苦手だからといって相談したところ、担任の先生が私も苦手なんですよと言われたという話もお聞きしました。私も運動が苦手で、運動会ではいつもビリのほうでしたし、縄跳びが100回跳べなくて、居残りをさせられたこともあります。でも、考えてみると、具体的にああしろ、こうしろと指導をしてもらった覚えがないのか、私が覚えていないのかわかりませんが、そんな記憶がないような気がしております。

この10月8、9日に、モレラ岐阜において、西美濃・北伊勢観光サミットが行われました。そのステージにおいて、運動が苦手な子を対象に体育教室が8日に2回行われました。私も見に行かせてもらいましたが、20人前後の子がステージの上に上がって、楽しく基礎体力の身につけ方、コツなどを学んでいました。

体育については前々からお聞きしたかったんですけど、今回こういうイベントが行われたということは、市のほうとしても体育に関心があるのかなあと、今回お聞きした次第です。本巢市内の小学校での体育指導について、どう行われているかをお聞きします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問の答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

体育授業の充実のための取り組みと、今後の考えについてお答えをします。

元気で笑顔あふれるまちづくりを推進し、子どもたちが将来をたくましく生き抜いていくためには、健康と体力が基盤となります。また、何かができるようになることは、人生において大きな喜びであり、自信の源となります。子どもたちにとって、体育の授業は、健康の保持増進、体力の向上と、人生を明るく豊かにする上で大きな役割を果たしていると言えます。

各小学校におきましては、体育授業の充実のために、学校規模や教員の配置状況などに応じて、次のような取り組みを行っています。

1つ目は、体育主任の助言のもと、学年部を中心として教材研究を進め、指導のポイントを明確にして、子どもたちができる、上達する喜びを味わえるよう努めています。

2つ目は、毎年夏休みに開催される体育実技講習会に全小学校から代表教員を参加させ、そこで

得た指導のポイントを校内研修で全職員に伝えています。

3つ目は、体育免許を持つ教員を活用した教科担任制の実施です。例えば一色小学校では、体育の免許を持つ教頭先生が5・6年生の担任の先生と一緒に授業を行っています。根尾小学校では、根尾中学校の体育教員が小学校の中学年以上の体育を指導し、専門的な力を発揮しています。

4つ目は、専門性を有する外部の指導者の活用です。本年度、弾正小学校では、体操のトップアスリートを招いて、模範演技や指導を通して、マット運動のコツを伝授してもらいます。また、外山小学校を初め、多くの学校では、元体育の教員やスイミングクラブの方などによる水泳教室を行っているような状況です。

5つ目として、専門性が極めて高い体育教師を本巣市教科指導員として委嘱し、各学校の要請に応じて、専門的な指導・助言を得られる体制を整えています。

今後、教育委員会といたしましては、各学校の体育授業や、体力・運動能力などの課題を明確にし、授業改善や課題に応じた意図的な取り組みを推進してまいります。さらに、陸上や水泳、体操などの種目においては、専門性が高い外部指導者の活用をより積極的に進めてまいります。

また、小学校のみならず、幼児期からの運動遊びの重要性を感じています。幼児期は運動機能が急速に発達し、多様な動きを身につけやすく、身のこなしやタイミングよく動くことなど、運動を調整する能力が顕著に向上する時期です。この能力は、新しい動きを身につけるのに重要な働きがあり、小学校以降の運動機能を形成する上で大きな役割を果たします。

来年度は、全ての幼児園において、岐阜大学との地域連携のもと、幼児期からの運動プログラムに基づいた運動遊びを実施し、運動好きで運動上手な本巣の子を育てていきたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

小学校のみならず、幼児園でも積極的に体育に取り組むということで、大変ありがたい話だなと思っております。

小学校の先生も大変たくさんの業務を抱えておられ、一人で全教科を教えるのは大変だということとは理解しておりますし、また特に体育に限らず、音楽や美術など、感覚というか、センスを教える、理解してもらおうというのは大変難しいことだなあというふうに思っております。それを専門家の先生方に助けてもらえるということで、ちょっとしたアドバイスで運動が苦手な子が普通にできるようになれば、それは大変ありがたいことだなあというふうに思っております。運動ができなくて精神的になえる子が多いそうです。今後も積極的な御指導をよろしく願いして、次の質問に移らせていただきます。

2番の能郷白山について質問いたします。

まず、能郷白山開基1,300年についてお聞きします。

昨年、山人連絡協議会に入れていただいてから、ことしはかなり山にかかわらせてもらいました。

山が観光資源になるということは先輩議員もおっしゃいましたし、市としても力を入れていくことも聞いております。

それで、能郷白山なんですけど、西濃地方で一番高い山ということで、日本百名山に漏れた、私らは101番目の山というふうに呼んでおりますし、今は日本二百名山の中に数えられていまして、山の愛好家にとっては全国的に知られていて、本巢市にとっても特別な意味を持った山だなあというふうに思っております。

泰澄上人が加賀白山に開基して、加賀白山から見えるこの山に養老2年に開基してから、平成30年で1,300年を迎えます。ちなみに、余談ですけど、席田郡も1,300年、能郷白山も平成30年に1,300年。2010年に行われました平城遷都記念博も1,300年を記念してのことでした。これも語り部の会にお聞きしましたが、645年の大化の改新以降、政治が安定して、それから歴史が記録されるようになったというふうにお聞きしました。この1,300年、ちょっと中途半端な気もしますが、この機会を逃すと、50年後、100年後が節目になってしまうような気がしております。この1,300年を記念して、何か考えられるか、お聞きします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長 青木幹根君に求めます。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の開基1,300年を記念して、何か事業を考えているかについてお答えをさせていただきます。

近年の健康ブームと相まって、登山人気が高まり、能郷白山においても年々登山客が増加しております。登山者の安全・安心や、登山を気軽に楽しんでいただけるよう、MOTOSU山人連絡協議会やMOTOSU七夢の会が設立され、同会において、登山道の整備などを行っていただいております。

本年6月5日日曜日には、本巢市観光協会や同会が中心となって、100名以上の参加をいただいて、初めての能郷白山開山式が行われ、その後、あいにくの天候でしたが、多くの方が登山を楽しまれました。

また、10月15日土曜日から10月23日日曜日まで、秋の能郷白山登山ウィークが開催され、土・日には、温見峠の登山口周辺に仮設トイレと茶屋が設置され、茶屋では、根尾地域の家庭でつくられた鯖ずしや地元の新鮮な野菜、コーヒー、能郷白山で祈祷されたお守りや記念缶バッジなどの販売が行われ、週末の4日間には300名程度の登山客が秋山登山をされました。

議員が御質問いただきました開基1,300年を迎える能郷白山の記念事業につきましては、本巢市観光協会が同会と中心となって、開基1,300年にふさわしい行事を開催したいという意見も聞いておりますし、本巢市の魅力的な観光資源を全国にPRする絶好の機会でございますので、可能な限り御支援をしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔1番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

可能な限り考えてもらえるということですが、もしかしたら、麓にある能郷白山神社、あそこも含めてのイベントになるのかなあというふうにも考えております。そうなったら、教育委員会も絡んでくると思いますので、せっかくの区切りですので、各部署御協議の上、何か考えてもらえれば、ありがたいと思っております。

2番目の質問に移ります。

能郷白山の駐車場、トイレの整備についてをお聞きします。

今既に部長のほうから説明していただきましたけど、ことし、能郷白山では初めてとなる開山式を行い、またいろんな会が協力して、登山道の整備、また10月15日から23日までは、観光協会、山人連絡協議会、七夢の会などが協力しまして、登山ウイークとしていろんなイベントを催したところ。紅葉には少し早かったんですけど、特に15、16日なんかは、1日100人前後の方に御来場いただきまして、山を楽しんでもらいました。移動販売も行いましたし、うすずみ温泉の協力も得まして、登頂した方には、市外の方でも500円でうすずみ温泉に入れるよう御配慮もいただいたところ。それから、峠に一日中おりますと、登山客だけじゃなく、意外にバイクのツーリングや、今、自転車も多いなあというふうに思います。

今回、登山者の方にいろいろとアンケートをとったんですけど、皆さん結構遠くからお見えになられていて、岐阜の南のほうとか、愛知県、遠くは鳥取のほうからもお見えになっておられましたし、本巣市の方はほとんど見えなかったようで、私の当番のときには、そんなふうに記憶をしております。それから、割と1人で見える方が多いんですね。そうすると、100人ぐらい見えるということは、車も100台とは言いませんけど、50台ぐらいが路肩に駐車しているような格好になりまして、駐車場の確保が必要になってくるんじゃないかなあというふうに、これは前々からの課題となっていることは市のほうも御存じのことだと思いますけど、そういうことも思いました。

それから、トイレについては大変喜ばれました。今回は軽トラックに積んだ移動トイレを持っていきましたけど、容量が少ないので、2日ぐらいでくみ取りをしなければいけませんし、例えば根尾の道の駅から温見峠まで往復2時間ぐらいかかりますね。温見峠から山頂まで登って往復すると3時間ぐらいかかる。そうすると、5時間ぐらいはトイレのないことになるのかなあというふうに思っております。そういうことになると、登山者にとっては、とても酷なことだなあというふうに思っておりますし、これが本巣市の観光地だというふうに胸を張って言いにくいんじゃないかなあというふうにも思っております。

先輩議員からは、バイオトイレの設置も提案され、ほかにも何か移動なり、仮設なりでも設置できる方法があれば、ぜひ検討してもらいたいと思っておりますけど、そういった環境整備について、何かお考えがありましたらお願いします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

ただいまの御質問にお答えをいたします。

観光客や登山者のために、駐車場やトイレの環境整備を考えているかでございますが、先ほど申し上げましたとおり、能郷白山を訪れる人は年々増加傾向でございます。温見峠付近には待避スペースがございませんので、多くの車両が車道に駐車せざるを得ない状況でございます。安全走行に支障を来しているの、改善が必要かと思っております。

このような問題を解消するため、現在、温見峠付近の国有林を管理しております岐阜森林管理署や、国道157号を管理しております岐阜県岐阜土木事務所など関係機関と駐車スペースの確保に向けた協議を進めております。

今後は、さらに協議を進めて、駐車スペースの確保が可能であれば、具体的な整備について検討してまいりたいと考えております。

また、トイレの設置につきましても、登山ウイークでのアンケート結果からもございましたように、設置を希望される意見が多く寄せられております。過去においても、トイレ設置についての御要望や御質問をいただきましたので、再度、関係機関及び内部での検証を行い、設置が可能でなれば、駐車スペースの確保と同様、設置場所及びその方法、また具体的な整備について検討してまいりたいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

〔1番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

駐車場についても、トイレについても、大変前向きな意見をお聞きしまして、ありがとうございます。

きちっとしたトイレをつくってもらえれば、一番ありがたいとは思っておりますけど、最近は携帯トイレというものがあまして、これは災害や車の渋滞用に、今は100均でも売っておりますし、登山者にも利用されております。実際に、北海道や屋久島なんかには、この携帯トイレを使う簡易テントや囲いみたいところが設置してありまして、また使用した携帯トイレを回収するボックスを設けているところもあります。そして、2年前に富士山の山開きがカレンダーどおり行われましたが、その年は雪が多くて、山小屋や中継小屋のトイレが使えずというか、まだオープンしておらず、静岡県、山梨県、両県とも携帯トイレを配布・回収されました。こういうことから、登山者にとって携帯トイレを使うというのは、囲う場所、隠れる場所があれば、そんなにハードルが高いことじゃないんじゃないかなというふうに思っています。登山ウイークのときに、登山者の方にアンケートをとりましたけど、携帯トイレを使うブースがあれば、全員の方が利用したいというふうにお答えいただきました。

それから、登山者が情報を仕入れるサイトとして、ヤマレコというのが多分一番ポピュラーだと思っておりますけど、それにも山へ行った方のレポート、全部トイレ事情が書いてあります。それぐらいやっぱりトイレは重視してみえるんだなあというふうに思っておりますし、いろんな方法があると思しますので、ぜひ一度検討をお願いしたいと思っております。

それから温見峠、温見というのは、福井県の地名ですね。能郷白山には、温見峠からの上り口と能郷峠からの2つの登山口があるというふうに思っております。残念ながら能郷の登山口はなかなか人気がないというか、素人向きじゃないというふうにもお聞きしております。ですが、温見というのはやっぱり福井県の地名ですので、本巢の能郷白山でいうなら、もし一度御検討いただければ、能郷峠からの登山口の整備も一度考えてほしいなというふうに思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上谷政明君）

議事の都合上、暫時休憩します。

午前9時38分 休憩

午前9時46分 再開

○議長（上谷政明君）

再開します。

引き続き一般質問を行います。

3番 鏝本規之君の発言を許します。

○3番（鏝本規之君）

多くの傍聴者の方、ありがとうございます。

今回、私の一般質問は、世間でいろいろとうわさになっている議員の不祥事にもつながる案件かなあというふうに思っております。ちまたでは、同僚の市会議員、地方議員でありますけれども、先ほど堀部議員が言われたように、覚醒剤の使用をしたり、また拳銃を所持したり、また政務調査費の使い方の不正が報道されたりということで、そういうことが報道されるたびに、同僚議員として心を痛めるものでございますけれども、今回私が一般質問をする2点とも、同僚議員が社長をしておられました会社がかかわっております。そういうことも含め、言葉を選びながら質問をしたいと思っております。時間が限られておりますので、単刀直入に聞きたいと思っております。

第1番目の質問は、長屋地域において、市が発注する工事において談合が行われたのではないかという思いから発しまして、結果として、談合が行われたということを市が認めたことによる質問でございます。既に市は談合を行った高橋設備を初めとして、6者の処分を行っていますが、市が知り得る談合の経緯、また処分の経緯についてお尋ねをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

それでは、市が知り得る談合の経緯及び処分の経過についてお答えをいたします。

本件の工事につきましては、入札を9月27日に行いましたが、入札時に市民の方から匿名で寄せられました談合情報どおりの落札業者及び落札比率であったことから、契約を保留し、翌28日に入札談合に関する情報の信憑性や談合の事実等を審査する本巣市入札制度運営調査委員会を開催し、その審議により談合の調査に値するものであると判断されましたものでございます。

このため、談合情報対応マニュアルに基づき、10月4日に入札参加者7者の代表者から聞き取り調査を行い、その内容を10月11日に開催した同調査委員会に報告がございました。

聞き取り調査の結果においては、入札通知後の9月中旬に、入札前であるにもかかわらず、指名業者7者のうち6者が会合を開き、その会合の中で本工事の落札者を決定していたという不正事実が確認されたことから、同調査委員会において、談合の事実があったものと判断されたものでございます。

この調査委員会の結果を受けまして、11月4日に開催をいたしました市建設工事等請負業者選考委員会におきまして、入札参加資格停止等措置要綱等に基づき、公平な入札競争を妨げる不正な行為として、資格停止措置を決定したものでございますが、今回のような事例につきましては、本市や県においても事例がございません。全国的な事例として1件確認ができましたので、こうした事例や他の措置要件を比較検討し、4カ月の資格停止期間としたものでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

今報告のありましたそれぞれの会議、また業者からの事情聴取等の書面を市に提出を求め、いただきましたので、よく読んでみました。その中で、改めて質問をいたします。

1点目として、何をもって談合と決定されたのか。

2点目として、9月29日に事情聴取をする旨の通知を業者にし10月4日に事情聴取では、業者の方たちに口裏を合わせる時間を与えたと思います。なぜ9月29日に通知し、10月4日に事情聴取をしたのか、お伺いをいたします。

3点目として、これだけの時間があり、口裏を合わせる時間があったにもかかわらず、業者の方たちは談合の事実を認めました。談合の事実を認めれば処分されることを承知の上で、なぜ認めたのか、その原因がわかれば、お聞きしたいと思います。

4点目に、事情聴取を読みますと、業者の中で全員が談合を認めているわけではありません。談合を否定している方もお見えです。その人の事情聴取を見ますと、談合を否定できる事実もあり、談合を否定できる確信があると言っておみえです。もしそれが事実だとすると、談合がなかったこととなり、市が行った処分は無実の方を処分したこととなり、一大事ということになります。談合

をしていないと言っている業者に対し、談合を否定できる事実を提示してもらい、改めて事情聴取を行ったのか、お聞きをいたします。

以上4点、お願いいたします。

○議長（上谷政明君）

答弁を副市長 石川博紀君に求めます。

○副市長（石川博紀君）

まず第1点目の、何をもって談合と判断したのかということでございますが、これは事情聴取に基づきまして、それぞれ7者のうち6者が会合を開いて、その中で打ち合わせをし、その工事の内容に決めたということを経験と、6者の不正な事実ということで判断したものでございます。

それから、2点目の期間でございますが、9月27日に入札を行いまして、その後、談合情報の内容等を確認すると、また通知をする期間ということで、10月4日に聞き取り調査をしたというものでございます。

それから、前後するかもわかりませんが、7者のうち6者全てが認めておるわけではないということでございますが、談合の会合に出席したのは6者ということで、その状況を判断しながら、全体的に於いて入札を妨げる不正な行為があったということで判断したものでございます。

それから、7者のうち1者は、会合には出席していないということでございますし、その6者のうちの1者については、やっていないという状況でございますが、全体の聞き取り調査の内容から判断をして、6者の会合の中で出たものということで判断したというものでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

私は、今、時間がないということで、4点に絞って的確に質問をしたわけですが、一問一答方式ですので、回答によってどのような回答が出るかよくわかりませんので、そのことによって改めて質問をしたわけですがけれども、1点につき、2点につき、3点につき、4点につき、明確な回答がなされておりませんので、議長においては、いま一度回答をするようお願いをいたします。

○議長（上谷政明君）

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

まず、何をもって談合と判断したのかということでございますけれども、会合に6者が出席をして、その中での聞き取り調査の中でそれぞれに回答を得たわけでございますけれども、1者はしていないということですが、全体の聞き取り調査の中で、工事に対する不正な取引というものがあったということで判断したものでございます。

それから、談合情報を受けてから聞き取り調査までの間、期間があったということでございます。

が、入札の結果を受けて、市民からの談合情報を確認する中で、談合業者への通知ということに時間がかかったというものでございます。

それから、1者のほうでそういった事実がないということでございますが、それについては、再度聞き取り調査ということはしておりません。

それからもう一点、談合情報を受けて、業者のほうで談合したというふうに聞き取り調査の中で話をしたということにつきましては、それぞれのそれまでの内容が談合というものに対する重要なものというふうに判断をしていなかったのではないかとというふうに考えております。以上です。

[3番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

私が質問した中の回答としては、到底容認できるわけではありません。

改めて、いま一度お聞きをいたします。時間がないですので、議長におかれましては、よろしく御判断のほどよろしくお願いいたします。

何をもって談合と決定されたのか。私がいただいた資料の中に、1者は認めている。1者は全面否定なんです。そして、あとの4者は、談合というものの意味を間違えているのか、解釈の違いなのかということだと私は思っています。

刑法の中には、談合という言葉がきちんとうたわれています。談合を行った者は、懲役2年、罰金250万円以下に処するというので、談合という言葉がきちんとうたわれています。

ですので、この談合と認めるには、それなりのきちんとした理由がなければ難しいであろうというのを思ってお聞きをしたわけです。

それから、1者においては談合の事実はないと。それを否定するだけの根拠もあるという発言をしておられます。にもかかわらず、改めて事情聴取をしていないということについては、少し疑問符が湧くところです。改めてお伺いをいたします。

○議長（上谷政明君）

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

再調査をしていないということでございますけれども、事情聴取の結果、調査委員会において全体的な意見をまとめる中で、6者において公平な入札を妨げる不正な行為があったということで処分をしたということでございます。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

まあ、このことは何度聞いても多分答えられないだろうと思っております。

じゃあ、大枠の中の2番目。入札に参加されたのは7者ですが、処分は6者となっております。談合は入札を行った全者がその談合の話し合いに納得しなければ、談合となり得ないと思っております。にもかかわらず、7者が入札したにもかかわらず、6者のみが処分されております。その理由をお伺いいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

それではお答えをいたします。

入札参加者7者に対して行いました10月4日の聞き取り調査の中で、資格停止措置を行っていない1者につきましては、9月中旬に行われた会合について、会合があったことも、会合の連絡の有無についても知らないという回答をしているほか、資格停止措置を行った6者のうち5者が、会合に参加したのは入札指名業者7者のうち1者を除く6者であると回答しております。

このことから、この会合に参加していない1者を除く6者を公正な入札競争を妨げる不正な行為があったということで、入札資格停止の措置を行ったものでございます。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

調書を見ますと、この仕事が欲しいと、やりたいと言った業者は2者であったというふうに書かれております。調書の中にも、仕事が欲しい人同士が話し合えば、事は済むと。あとの5者は、この仕事は要らないよと言っているということになります。ならば、あとの5者は、談合も何もないというふうに解釈してもいいのではないかというふうにとられるわけなんです。1者のみが談合に参加していない、たまたまそこにいなかったただけだというだけで、処罰されないで済む。喫茶店にたまたま呼ばれて行った者のみが全員談合をしたというふうに捉えるとするなら、いかにも不公平じゃないかなあという思いがしますので、改めてお聞きをいたします。

○議長（上谷政明君）

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

今もお答えをいたしました。談合情報を受け、7者の事情聴取をした結果、会合に参加したのは6者であるということで、その6者がその中で不正な行為、あくまでその入札に対する情報等の打ち合わせをしたということ判断して、7者のうち6者について指名停止を行ったということでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

これも判断のしよによってということになりますけれども、処分をされなかった1者も辞退という方法をとらなく、ちゃんと入札の金額が書かれております。それは、落札をした高橋設備が、私は800万円で落札をするからよろしくと各業者に伝えたというふうに聞いております。その上を行くように書かれたということになれば、同じ談合に参加されたというふうに解釈するのがしかるべきではないかという思いがしております。

何遍聞いても多分同じ答えだろうと思しますので、3番に移ります。

談合によって、入札のやり直しがなされました。その差額金額、公示800万円に対して、280万円もの金額の差が出ました。この金額の差の大きさについて、市はどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

お答えをいたします。

市といたしましては、あくまでも入札の透明性や公正性、競争性が保たれた形で、厳正に入札が執行できているものというふうに考えておりましたが、今回の入札制度運営調査委員会の報告結果をいただき、大変遺憾であるというふうに考えております。

今回、再入札を実施することによりまして、公正な入札が行われ、価格低減が図られたものというふうに考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

さきの質問の中で、市の回答は、談合情報は数多く寄せられているけれども、事情聴取等々を行った結果、業者の方が談合を行ったという事実を認めたのは、全国にただ1件のみということでございます。この本巢市もその2件目に当たるということで、名誉なことなのか、不名誉なのか、よくわかりませんが、その中において、今回このような大きな金額の差が出ました。入札が同等に正規のとおりに行われていれば、280万円の金額の差は、市民の方からお預かりした大切なお金なんです。もし、談合情報がそのまま受け入れられなければ、高橋設備はこの280万円丸々ポケットに入ったかと思うわけでございます。

そういうことも鑑み、過去の入札結果を調べてみました。2年間にわたり、落札パーセンテージを調べたところ、95.5%で落札が行われております。指名入札ではなく、一般競争入札も調べてみましたところ、90%前後でございます。指名入札だと談合が行われる、よって、5%ぐらいのアッ

プになる。この5%の金額を本巢市が行う総金額から換算すれば、大きなお金になるかと思っております。談合ありきで物を考えるのか、談合なしで物を考えるのか、大きな違いが出てくるかと思っております。今回のパーセンテージ、落札率を見ますと、過去も全て談合が行われていたのではないかというふうに疑われてなりません。

副市長においては、今回のことにおいてどのような思いを持っておられるのか、改めて伺いをいたします。

○議長（上谷政明君）

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

今も御回答申し上げましたが、入札については、あくまで公正に行われているというふうに今まで考えておりました。そういったことに対して、今回こういう不正な行為が行われたということに對しましては、大変遺憾であるというふうには考えておりますし、また今後につきまして、こういったものに対する対策も考えていかなければならないのかなというふうには考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

4番目に移ります。

市として、談合に行った業者に対し、処分を4カ月としましたけれども、この処分のルールはどのようなになっているのか、またどうして6者が4カ月の処分であるのか。私の思いとしては、談合に積極的に参加した業者、たまたまそこに居合わせてしまった業者が同等というのはおかしいのではないかなという思いがしますので、同じ4カ月の処分という理由について伺いをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

それでは、談合に対する処分のルール等についてお答えをいたします。

資格停止基準につきましては、本巢市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱により、何カ月から何カ月までという資格停止措置期間が定められておりますけれども、具体的な運用に当たりましては、県の入札参加資格停止等措置要領運用基準によるものとされております。

この基準によりますと、談合については、談合の容疑で逮捕された場合または公訴を提起された場合について、談合にかかわった者の役職に応じて、6カ月から12カ月までの資格停止標準月数となっておりますが、今回の場合はこれに当たらないことから、業務に関して不正または不誠実な行為をし、請負契約の相手方として不適当であると認められるときで、入札手続で著しく信頼関係を

損なう行為を行った場合、2カ月の資格停止標準期間となっております。

しかしながら、今回のような話し合いで公正な入札を妨害するような事例は、県や本市においても事例がないことから、全国的な事例や入札参加資格停止等措置要綱の極めて悪質である場合、資格停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができるとする条項を準用させていただきまして、この標準的な資格停止期間2カ月の倍の4カ月としたものでございます。

また、資格停止期間が6者とも同じ期間であることにつきましては、各指名業者に対する聞き取り調査の結果から、特定の業者が入札に関して強要したなどということは確認できていないということから、会合に集まった6者とも同様の不正行為を行ったものであると判断し、同じ期間の資格停止措置としたものでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

はっきり言いまして、この高橋設備は現職の市会議員が興した会社であり、議員をやるまでは社長をしておられました。今も副会長という肩書におられます。副市長としては、答弁に非常にやにこいなあという思いは察しできますけれども、会社がどういう会社であれ、談合を行うということにおいて、全社が同じ処分というのは、私としては到底納得ができるものではありません。複数の人間が同じ罪状で起訴されても、主犯格、また見張り役ということで、罪がそれぞれに違ってきます。

先ほども述べたように、談合は犯罪なんです。言葉をかえれば、詐欺と同じで、相当きつい犯罪なんです。何の抵抗もできない市民の人から預かったお金をごく少数の人の話し合いによって搾取しようとする、いかにも卑劣な行為なんです。ですので、談合の事実を認めるのは、全国でも過去において1件しかなかったということなんです。その罪の重さを談合している人は皆承知しているんです。にもかかわらず、本巢市においては、その談合の事実の認めた業者がいるわけです。自分の会社も処罰されるのは承知の上で、社会的制裁を受けるのを承知の上で、その事実を認めた業者に対し、とことん今もって指定をしている会社と同等の罰則というのは、到底承服できるものではないと思っております。

改めて、その担当の責任者である副市長にお伺いをいたします。

どうして、認めた、済まなかった、もう今後こういうことはしませんよとわびて、その事実を認めた人と、そんな事実はありませんよと、それを否定できるだけの事実もありますよと、確信もありますよと調書で述べている人と、反省の色のちっともない人とどうして一緒なんですか、改めてお伺いをいたします。

○議長（上谷政明君）

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

あくまで聞き取り調査の中で、どういう状況であったということを判断したものでございまして、6者同様に不正行為したということをもとに、同じ指名停止ということにしたものでございます。以上です。

[3番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

刑の中には温情というものがある。反省をしている者についての温情と、反省もない者に対する刑罰の重さとは、到底天と地の違いがある。そのことができない副市長においては、市民の方からどういう御批判が出るかもしれませんけれども、もうこれ以上のことはやめておきます。

一言だけ言っておきます。それが現職の市会議員であろうと、何であろうと、悪いことは悪い。はっきりと言っておきます。

次に、こういう問題が再発しないことについて何か対策はあるのか、お伺いをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

それではお答えをいたします。

今回のような事案が発生しましたことは、先ほども申し上げましたが、まことに遺憾であり、本巢市の請負契約の相手方として著しく不適當であるというふうに考えております。

今後につきましては、入札指名人名簿に登録された有資格者に対しまして、適切な入札が執行されますよう指導していくとともに、落札率が一定の率以上となった場合に、工事内訳書の提出、また事情聴取を行うなどの高落札率入札調査制度の導入を検討していくほか、談合防止対策マニュアルなどの策定をすることによって、談合や不正行為等の防止に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

私が調べ、また知り得た事実、そして今回談合を行った人からの意見、また私に寄せられた思い等々を鑑みて、今回談合に参加された全員とは言いませんけれども、ある一部の人が、また4カ月たてば、指名業者として復活をするわけです。当然それに関与した、また同業の人の御意見としては、また談合が復活しますよと。そして、今度はばれないようにやりますから、御心配なくという言葉をお願いしております。本巢市においては、談合をやった、先ほど言ったように、たまたまいた人と反省した人との差もつけられないようでは、今後、談合が堂々と陰で行われるだろうという

ことを心配して、次の質問に移ります。

次の質問は、糸貫にある徳山団地の西側にあります大構橋の工事について、同業の方からいろいろと御意見を伺っております。そういう中で、この工事を請け負った堀部工務店も、今は社長の名前が違いますけれども、現職の議員が元社長をしておられました。そういう関係から、市民の方から、いろいろと不正があったのではないかと、なぜ、どうしてというような意見が聞こえてきます。

そこで、私もよくわかりませんので、いろんなことをまたお伺いをいたします。

橋の工事を行うことについては、事前にその地域の方たちに説明をし、理解を得た上で工事に入ったと思います。けれども、どういうわけか、計画よりも完成まで延長、延長、延長と多くの時間がかかりました。なぜそんなに多くの時間がかかったのかわかりませんので、その理由と経緯についてお尋ねをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問に対する答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

議員御質問の大構橋かけかえ工事の工期延長の理由と経緯についてお答えをさせていただきます。

本市が発注する工事の工期の設定につきましては、県の標準工事日数を参考に定めております。本工事では約1年となります。

一方で、今回、橋梁上部工は工場で作成することができましたことから、現場作業と並行して進めることができると想定しましたので、また並びに年度内完成が原則だったということから、平成27年9月15日から28年3月25日までの工期で発注をしました。

しかしながら、工事着手をしたところ、当工事箇所が収穫した米を北部カントリーエレベーターに搬入する経路の一部として利用されていることから、搬入期間中の工事中止の申し出があり、工事を一時中止いたしました。

再開後、一部の地元住民から工事に関する苦情がございましたので、説得に努めてまいりましたが、了解を得ることができず、再度工事を一時中止することとしました。この工事中止期間中、地元から工事を中止している理由を説明してほしいという要請がございまして、地元説明会を開催しましたが、地元から工事再開の意見を多くいただいたことで工事を再開させていただきました。

ここまでの工事中止により、工事の年度内完成が困難になりましたので、必要な事務手続を行うことになり、手続時点までにおくれた期間を考慮しまして、5月末までに工期を延長しております。

その後も反対住民とのやりとりがございまして、施工時間の限定、また騒音や振動に配慮した施工に努めたことなどが原因としまして、施工効率が上がらず、当初計画どおりに工事を進めることができませんでした。このため、再度工事延長をしたところでございます。

ただし、必要以上に長くするわけにはいかないことから、県の標準工事日数と工事中止期間を考慮しまして、完成期日を設定して施工しております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

今の説明ですと、一部住民から工事についての反対というのか、騒音等、いろんなことがあっただろうと思うんですが、反対があったと。そのことによって、工事をストップせざるを得なかったというふうに聞き取れました。

私のうちの近くの道路を直すにおいても、住民の方からいろんな反対の意見が出ます。けれども、住民の人たちの声を、多くの声ならいざ知らず、1人や2人の人の声を一々聞いていては工事にならないだろうと思っております。

今回、工事をストップしたことににおいては、自治会から区長を通して抗議があったということは一つ問題となります。また、区長のほうから、なぜ工事をストップしているのか、その理由を聞きたいということで説明を行ったということですが、何となく矛盾しているような気がしますので、改めてお伺いをいたします。

なぜ延長をしたのか、なぜ延長をせざるを得なかったのか、工期がこれだけ延びた原因は何が原因なのか、的確にお願いをいたします。

○議長（上谷政明君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

先ほど答弁させていただいたように、一部の方からの苦情がございました。個人的な意見ということではございますけれども、工事に当たりまして苦情をいただいた場合には、我々職員が出向きまして、いろんな説明をさせていただいております。この内容につきまして、何度か接点を設けて御説明を申し上げましたが、御理解をいただくことが残念ながらできませんでした。そのようなことを、実は、工事がとまっているのはなぜなのということで、自治会長からお問い合わせがございまして、こういう理由ですというお話をさせていただきましたが、このことについて、工事がとまっていることは、やっぱり地域の方が心配してみえるもので、その説明をしていただきたいというようなことがございましたので、地元説明会を開催させていただいたところでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

私は質問の中に、工事をやるにおいて、地域住民の理解を得て、そして当然説明をして、どういう工法でやり、どの程度の騒音が出る等々を全部説明して、そして御理解を願った上で入札をしたんだと思っております。いろんな業者の人に聞きます。また、もちろん私の地域の建設業の方にも聞きますけれども、苦情はどんな工事をしておってもありますよと。その苦情を一つ一つ理解を得

ていくのも、請負業者の責任だというふうに伺っております。それをこのときの堀部工務店は上手にやったのか否かはわかりませんので、この話は次にして、その中で、工事作業の変更によって工期が延びたというふうにも伺っております。橋の設計の変更でならいざ知らず、請け負った業者の作業の仕方でも工期が延長になったということは余り伺ったことがないので、その経緯についてお尋ねをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問に対する答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

議員御質問の大構橋の工事の変更の経緯と理由についてお答えをさせていただきます。

本工事の変更につきましては、施工ヤードを東から西側に移したこと、また団地内の安全確保のため、進入車両の速度抑制などを図る安全対策を追加したことによる変更が主なものでございます。

施工ヤードにつきましては、当初は東から施工することとしていましたが、工事を発注した後に地元の要望をいただきまして、移動をさせていただいたところでございます。また、団地内の工事車両の通行について、できれば避けてもらいたいと要望がございましたので、施工の可否を検討し、対応したものでございます。

安全対策につきましては、地元説明会当日に、完成後の安全対策について要望がございまして、その上、また地元自治会からの要望書もいただきましたので、その要望書に基づきまして、工事完成時まで団地内の安全を確保するよう、本工事において対応するよう変更をしたところでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

当然、ヤードをつくる、作業のための休憩所、事務所等々を設置するのに、東側に建てますよということは、事前説明で当然理解を得ているものと思っております。それがどうして西側に移らなければいけないのかなあということがよくわかりません。

また、私の聞いたところによりますと、東側から工事をするのでは住民の同意が得られなかった、よって、西側から工事をするよということにしたそうなんですけれども、そういう理由はどういう形であれ、そのことによって、当初の計画よりも残土がたくさん出たということなんです。また、工事変更によって、予算も増額されたということになっています。そのことについてお尋ねをいたします。

○議長（上谷政明君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

議員御質問の工事変更による工事金額の増額の経緯と理由についてお答えをさせていただきます。

先ほどの御答弁させていただきましたように、施工を東から西側に変更したことと、団地内の安全確保の対策を追加したことにより増額契約を行っております。

施工位置の変更に伴いまして、橋梁上にある高圧電線からの距離を確保できるよう、また橋梁上部工の架設ヤードとして現地盤を下げる必要があったということで、掘削と埋め戻しが増工となっております。

また、団地内の安全確保の対策としまして、速度を抑制する喚起標識、路面の表示、交差点を明示するカラー舗装、路肩を明示するポストコーンなどを追加して実施しております。

いずれも発注者から受注者に対しまして指示したもので、変更はやむを得ないと考えているところでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

工事は、全て入札のとき、工法と、それからつくるもの全て提示してあると思います。そして、どういう工事をするかということ承知の上で入札業者は入札をして、落札をして、工事にかかるわけです。当然、議会としても、そのことを承知の上で予算を認めているわけです。早い話が、入札が行われた時点において、工事のやり方、完成時までのことは、全て契約事項なんです。契約事項を変更する場合においては、当然、総務課の役目であろうと思っておりますし、また契約を変更するということは、行政のほうから議員のほうに対して、これこれこういう理由で、これこれこういう形で変更しますので、よろしく願いますという説明があってしかるべきだと思っております。そういう説明がないと、東京で今問題になっている築地と同じように、行政と業者が勝手に変更をして、議員の知らないうちに知らないものができてしまうという結果になります。そういうものを防ぐために、チェック機関として議会もあるわけですので、業者とそしてごく一部の職員との癒着を防ぐためにも、こういうチェック機関が必要だと思っておりますけれども、副市長におかれましては、この変更について議会に説明を求めるように、またそういう手段をするように指図をしたのか、お伺いをいたします。

○議長（上谷政明君）

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

工事の内容の変更につきましては、現場の状況、また地元の要望等によりまして、担当部局において最善の方法を検討いたしまして、受注業者への指示書等により指示し、工期内の完成に努めておるところでございます。

しかしながら、大幅な工事の延長となるもの、また補正予算が必要となる場合などの重要な事項につきましては、その都度、工事の進捗状況や工事の状況の説明を受け、できる限り早期の完成を

目指しているところでございます。

今回の変更の経緯及びその理由につきましては、産業建設部長から御答弁させていただいたとおりでございますけれども、担当課を含めた執行部において協議し、工事内容の変更はやむを得ないものということで、早期完成に努めてきたものでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

工事変更によって、増額分、補正予算を組まなければいけないようなときには、議会に報告するというふうに言っておられますけれども、金額の大きい小さいは別にして、一円のお金でも市民から預かった大切なお金なんです。そういうお金がどういうふうに使われているかということを掌握するのも議会の、また議員の役目だと思っておりますので、報告がなされなくていいというようなふうには、もう到底思っておりません。このことをくどく申しますと、私の今回の重要な質問である残土の処理についてができなくなりますので、そちらのほうに移ります。

今回、工事変更によって、当初計画400立米の残土が1,200立米にふえたというふうに向っております。そのふえた処理分も増額として認めたというふうに聞いております。もし事実だとするならば、他の業者からどうしてという声につながるかと思っております。

また、その残土処理がどのように行われ、また業者のほうからどのように報告がなされているのかお伺いをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

議員が御質問の大構橋かけかえ工事の残土処理についてお答えをさせていただきます。

工事においては、発生土量から現場利用土量を差し引きまして、その分を残土量として算出してございまして、これは本工事においても同様でございまして、受注者にも説明済みでございます。

設計の残土量は、当初320立方メートルであったものが、施工ヤードの変更によりまして750立方メートルになってございまして、一方で、堀部工務店からは、実績として1,200立方メートルを処理したと報告をいただいております。

残土処理につきましては、処理場から堀部工務店に出された受け入れ証明により確認しておりますが、議員から情報提供をいただきましたので、その後、堀部工務店に対しまして3度確認をし、その都度、堀部工務店からは受け入れ証明のとおりで間違いないと回答をいただいております、適正に処理されていると考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

橋の工事は当然工事の河川の工事であります。河川から出る残土については、河川法というものがありますので、この河川法についてどのように承知しているのか、またわかる範疇内で御説明をお願いいたします。

○議長（上谷政明君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

本工事においては、現場から発生した土砂をモレラ北の土地に仮置きしまして、施工しています。そのために、糸貫川を掘削した土と、それ以外の道路部分から発生した土を明確にすることは非常に困難であったということもございます。ただし、河川内に埋め戻しを行う場合、河川以外の土砂を使用すると濁りが発生することがございますので、極力、河川から発生した土砂を埋め戻すようにしているところでございます。

なお、本工事については、発注前に河川法の手続をとっておりまして工事を施工しておりますので、河川から搬出することについては問題ないと認識しております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

河川から出た残土は、当然どの程度出るかということは県のほうに報告がなされているはずなんです。今の報告によりますと、残土の処理は1社のみ処理を委託したと堀部工務店から報告を受けたというふうに聞いておりますけれども、私の調べた経緯、また市民からの通報は、今言われるモレラの北側にある残土処理場から、非常に派手なトラックに残土を積んで、東のほうに本来行かなければいけないものが西のほうに行って、ダンプでその残土をおろしていたというふうに聞いております。

また、その業者に連絡をしたところ、はい、原石として受け入れをしていますというふうに報告を受けております。もしそれが事実だとすると、堀部工務店から出された残土処理の処理報告書も過ちであり、また残土処理をするためのお金を市からいただいているにもかかわらず、それを原石として他に持っていくことは、犯罪行為に当たるかと思っております。

あくまでもうわさということにしておきますけれども、行政としては、そのことが行われていたかいなかったか、捜査権はないにしても、調べるだけ調べて、どこぞのコロケじゃないけど、処分料をいただいて、それを他に売って利益を得るということは、この本巢市の中の業者において行われないことを切に願って、私の一般質問を終わります。

○議長（上谷政明君）

議事の都合上、暫時休憩します。

○議長（上谷政明君）

再開します。

引き続き一般質問を行います。

続きまして、4番 黒田芳弘君の発言を許します。

○4番（黒田芳弘君）

なかなかきつい質問の後で、やりにくい感がございますが、発言許可のもと、私も始めたいと思います。

初めに、年末を迎え、ことしの流行語大賞が発表されましたが、そのトップ10に、映画「君の名は」にちなんだ「聖地巡礼」が選ばれました。舞台となった飛騨地方は、その聖地巡礼で多くのファンが訪れて、大変にぎわったそうであります。今、岐阜市では、水泳の前畑秀子さんをモデルにしたNHKの朝ドラの招致に取り組んでいるということでもあります。何でも結婚を機に、夫が長森で内科医を開業後、49年間在住したということで、初の市民栄誉賞を受賞したということでもあります。私的には、古田織部生誕地であるこの本巣市も、大河ドラマ「古田織部」といった大きな目標を掲げ、全市民一体となった運動を展開できたならというふうに、ひそかに夢を膨らませております。

それでは、通告しております4点12項目について、順次ただしてまいりますので、よろしく願いをいたします。

1点目、小水力発電について質問いたします。

東日本大震災から5年9カ月が過ぎました。原子力発電所事故のきっかけに電力改革の機運が高まり、電力の固定価格買い取り制度（FIT）は4年目を迎え、再生可能エネルギー導入を通じた地域活性化策も各地で取り込まれており、注目は引き続き高いものがあります。一方では、2014年に入ってから多くの電力会社が接続の申請を保留し、新たな出力抑制ルールが設けられました。この背景は、俗に言う太陽光バブルが主要因とされており、FIT発足以降は太陽光が圧倒的シェアを占めており、既に2030年の望ましい電力構成（ベストミックス）案の400万キロワットを大きく超過し、8,000万キロワット近くに上っております。太陽光拡大の問題は大別して2つあり、調整に係る技術的課題、もう一つは送電容量の不足によるものであります。これは国民負担の増加と再生可能エネルギー推進へのブレーキとなっております。さらに、現在、多くの太陽光発電が認定を取得しながらも未整備の状態となっております。今年度公表のベストミックス案においては、総発電量における原子力の比率が2010年想定5割程度から20から22%程度に引き下げられており、化石燃料への依存を高めることもCO₂抑制の観点から難しく、再生可能エネルギーへの確保は必然的なものとなっております。

このような中、小水力発電をめぐる動きが加速しており、国内で脚光を浴びつつあります。水量

と落差があればどこでも発電できることから、水資源が豊富なまさに日本向きの再生エネルギーであります。この普及の足がかりとなったのは2013年の河川法の改正です。普及推進のため、国は規制緩和で許可制から簡単な登録制で済むようになりました。

次に、資料1を見ていただきます。

これは、日本政策投資銀行がまとめた「小水力発電事業を通じた地方創生のすすめ」の抜粋であります。地域活性化効果と、次には発電別のCO₂の排出量の比較があります。小水力発電の特徴は、同じ自然エネルギーの中でも太陽光発電や風力発電は天候に左右されますが、水力発電なら年間を通じて安定的な発電が可能です。しかも燃料等は不要で、化石資源の乏しい日本にとって純国産の再生エネルギーと言えます。さらに、燃料を必要としないので、温室効果ガスや有害酸化物の発生もなく、クリーンなエネルギーであります。

そこで質問に入りますが、本市に当てはめると豊富な水資源を有しており、農業用水路や河川砂防施設なども多く、条件に合致する適地があれば、新たな事業創出や雇用効果も見込まれ、地域活性化につなぐ、まさに現在取り組み始めた地方創生への効果的事業と言えます。見解を伺います。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問の答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、小水力発電の推進に関する見解につきましてお答えをさせていただきます。

小水力発電事業につきましては、ただいま議員が申されましたように、豊富な水源が存在する、特に山間部にとりましては大変有効なエネルギーでございます。本市におきましても北部地域の農業用水施設に2カ所、また淡墨公園内に1カ所、それぞれ小水力発電施設を設置いたしまして、獣害防止電気柵や街路灯への電力供給として活用するなど、いずれもモデル的ではございますが整備しているところでございます。しかしながら、全国的にも水利権の取得など多くの課題がありますことから、なかなか普及していないのが現状でございます。

こうした中、平成25年の河川法改正によりまして、水利利用手続の簡素化・円滑化が図られ、既に許可を受けた農業用水等を利用して行う発電などの従属発電に関して、それまでの許可制から登録制が導入されたことによりまして、水利権取得までの手続に要する期間が短縮されるなど、事業を推進する上での改善が図られたことにより、土地改良区などによる地域農業用水を活用した事業もふえ、発電事業を新たな地域の収入源とする事例もふえてきておりますが、依然として課題も多く、電気事業法の協議のみで実施できる太陽光発電に比べ、小水力発電は水利権の手続が簡素化されたとはいうものの、河川法の手続など、設置に関してはややハードルが高いものとなっております。加えまして、設置費用やメンテナンス費用などに係るコストが高く、設置費用の回収には数十年を要するなど、費用対効果が低いといった課題がございます。

また、岐阜県におきましては、平成23年度と24年度に県内全ての農業水利施設を対象に、農業水利施設を活用した小水力発電可能地調査といたしまして、普通河川からの取水情報や幅1.2メートル

ル、高さ0.8メートル以上の水路を調査対象水路として、小落差でも発電可能な流水式小水力発電の適地調査を実施されております。この調査につきましては、年間を通じて流量が確保され、発電施設の設置が適切と思われる箇所の水量や落差をもとに調査が行われたものでございまして、この調査結果では、本巢市内の農業水利施設におきましては、小水力発電の売電により利益を生む可能性のある水路はございませんでした。

議員が申されましたように、こうした小水力発電事業により、地域が自立するための地域住民が主体となった取り組みは地域活性化のためには非常に重要な事例でもありますことから、今後につきましては、調査の対象にならなかった水路等におきまして適地が見い出せた場合には、市といたしましても、こうした取り組みを推進する上でも積極的に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

今、適地調査をやった結果としては適地がなかったということではありますが、その中の条件にありました幅1.2メートル、高さ0.8メートルといった、そう大きな水路はそうそうあるものではありませんし、後ほど御説明もしますが、水路が小さくても落差を使ったものとか、落差を利用する水車など、いろんな全国には活用例がありますので、それもお願いしたいと思いますし、あらかじめ申し上げておきますが、当然、条件に合わず採算の合わないものは、初めからこの事業としては成り立ちませんので、この質問はあくまでも適地があった場合の前提ということですので、御理解をいただき、次の質問に移りたいと思います。

この小水力発電を固定価格買い取り制度を活用し新たな事業とするには、初期の設備投資として数百万から数千万の費用が必要となります。推進事業補助金として独自に助成制度を設けている自治体も幾つかあります。例を挙げますと、勝山市では事業費の4分の1で上限が50万円、また秋田県鹿角市では、国・県等の補助金を差し引いた額の2分の1以内で上限200万円としております。これらは小規模な施設ではありますが、早くから取り組みを始め、前向きに推進している自治体は、もうここまで来ております。小水力発電推進の課題として、国・自治体等による情報提供と支援制度を上げております。国や県の助成制度及び市として今後この事業に対する助成についての考えについて、お伺いをします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問について答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、小水力発電事業に対する補助金活用につきましてお答えをいたします。

小水力発電事業に対する補助につきましては、農林水産省が地域用水環境整備事業といたしまし

て、地方自治体や土地改良区などが策定する小水力発電整備事業計画に基づき整備する小水力発電施設に対する補助事業を、また環境省や厚生労働省におきましても、上水道事業者に対する小水力発電施設の設置について補助事業を行うなど、国における補助制度が設けられております。また、岐阜県におきましても農業水利施設を活用した小水力発電による再生可能エネルギーの活用を促し、地域農業の振興及び農村生活環境の改善を図ることを目的といたしました市町村や土地改良区などが実施する小水力発電施設の整備に対する補助事業を行っているところでございます。

本市といたしましても、1点目で御答弁をさせていただきました調査箇所以外におきまして適地が見出すことができる場合には、他市町の事例を参考に補助制度の構築を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

助成制度につきましてはそういったことになろうかと思いますが、小水力発電について各地の事例を見ると、さまざまな活用例があります。これを広く情報提供することによって、地域をよく知る市民の皆さんからいろいろなアイデアが生まれるかもしれません。それには行政の支援は当然必要となってきますので、決して助成制度だけではなく、こういった情報の提供や相談等、側面的な支援もよろしくお願いをしたいと思います。

次に移ります。

ここで、先日視察研修してきました石徹白の小水力発電の地域振興について御紹介をさせていただきます。

まず、資料2に雑誌「WEDGE」に掲載された記事がありますが、石徹白地区は福井県との県境に位置し、標高700メートルの高地で、隣の集落から15キロメートル離れた場所にあります。古くから白山信仰の登山口として栄え、西暦82年に創建されたと伝わる白山中居神社が鎮座されております。昭和30年代は約1,200人だった人口は減少を続け、現在は270人余りとなり、ここでも消滅の危機に直面をしております。これに何とか歯どめをかけようと始めたのが豊富な農業用水を活用した小水力発電です。ことし6月に稼働を開始した番場清流発電所は、工事費が2億4,000万円、このうち岐阜県が50%、郡上市から25%の補助金を確保し、残りの25%、6,000万円を農協への出資と借入金で賄うことにしました。自治会長だった上村源悟さんは、地域にどんどん元気がなくなっていく、集落の全員が力を合わせて何かに取り組むことが必要だと、地区の代表たちと手分けをして住民の説得を行いました。

次に資料の3を見ていただきますと、石徹白小水力発電所の歩みがあります。この④がことし6月稼働の番場清流発電所で、年間発電量は71.1万キロワットアワー、約150世帯分の電力に相当します。当初、年間2,000万円の売電収入を予定していましたが、現在までを見ると、月に200万円余りの収入があり、当初より2割ほどふえる見込みということで、喜んでみえました。

資料4には番場清流発電所の施設概要が載せてありますが、ここで利用する1号用水は、明治時代の先人たちが手掘りで作ったものです。また施工業者は、機械設備を除いては全て地元の企業で、この点においても効果の高い事業と言えます。住民出資のこの施設の売電収入2,000万円ほどは、積立金や利払いを除いても数百万円が残り、これを地域振興に生かしていくことになります。初期投資の6,000万円は数年でペイでき、極めて長期運営が可能な小水力発電のメリットを生かし、長期安定した地域振興が続けられるわけであります。

また、これと並行して2009年には30年後も石徹白小学校を残すという明確な目標を掲げ、石徹白ビジョンを策定しました。この現実には、移住者は必須で、「石徹白人」という集落の公式ホームページを立ち上げ、子育て移住を全国に呼びかけています。こういった地道な取り組みにより、2008年以降、13世帯32人が移住をし、現在、全児童6人の小学校も、移住してきた子どもたちがこれから次々と入学をし、にぎやかになることを楽しみにしております。

また、移住者による新しい農業への取り組みや特産品開発など、活力が生まれ始めています。こうした住民が主体となった地域づくりは農林水産省より表彰を受けるなど、全国的な注目を集めております。

そこで質問に入りますが、限界集落が多く点在する本市の北部地域においても、その消滅の危機に直面をしております。地域振興には財源が必要で、本巢市全体を考えてもそうそう余裕のあるものではありません。これからはこの石徹白のような住民主体のこういった事業が必要で、そのために行政は、先ほど申し上げましたが、決して助成金だけでなく、的確な情報発信と、それに導く支援が必要であると考えます。こういった多様な団体を事業主体とした推進についてのお伺いをしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、自治会や農業団体、組合など、多様な団体を主体とした推進につきましてお答えをいたします。

地域が自立するためのこうした小水力発電を活用した取り組みにつきましては、地域活性化のためには非常に有効な取り組みであり、重要なことであると考えております。地域の資源を有効に活用し、地域活性化に向けた小水力発電事業を導入しようとする団体にとりましては、新たな収入源となり得るのかなどにつきまして、河川の流量等により御判断いただき、その上で、実施を決断される団体につきましては、事業推進のためのサポートを行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

この質問の最後に、今回たまたま小水力発電を取り上げましたが、唯一の被爆国であるこの日本は、さらに原発事故を経験しました。小水力発電に限らず新エネルギーの創出は、この国にとっても大きな使命であり、こういった地方創生に重ねた住民主体の地域振興は大切であると考えます。今後もこうした観点で取り組みをしていただくことを望み、この質問は終わりたいと思います。

次に、野菜価格の高騰による学校給食への影響について質問いたします。

冬の到来とともに鍋のおいしい季節を迎えましたが、相次いだ台風被害や秋口の天候不順による不作が響き、野菜の高騰が続いております。スーパーを回ってみると、ほとんどの野菜が前年度同期の2倍から4倍といったように高くなっておりまして、小さくカットして販売するものをよく見られます。こうした野菜価格の高騰を受け、各地の学校給食に影響が出ており、食材を変更したり、量を減らすことや価格が安定している冷凍野菜を活用するなど、さまざまな工夫が凝らされているようであります。このような状況の中、鈴鹿市では、一旦は2日間の中止を決めました。市教育委員会によると、給食費の値上げも検討したが、年度途中での引き上げは事務が複雑になることに加え、保護者の理解も得られにくいと判断をし、2学期の最終日と3学期の初日の計2日間中止にすると通知をしたということであります。中止については批判や苦情が相次ぎ、後に撤回はされましたが、反応はさまざまで、予算面での調整が難しかった結果と思うが、共働きの家庭などは大変だと思う。いや、日ごろ買い物をしていても野菜は高く、現場の苦労がわかる。中止は仕方がないと理解を示す意見もあります。中には、もともと給食費を払っていない保護者は、このような場合はどのような反論をするんだろうといった見方もありました。

そこで、1項目めの質問に入りますが、先ほど述べましたように野菜の高騰が続き、各地の学校給食に大きな影響が出ていることがニュースとなっておりますが、本市における状況や、その影響についてお尋ねをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

野菜の高騰による学校給食への影響についてお答えします。

学校給食は、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、成長期にある子どもたちの健康の保持増進と心身の発達に大きな役割を果たしています。本市の学校給食は、和・洋・中のさまざまな献立を、多様な食材の組み合わせや栄養価に十分に考慮して調理し、おいしく提供できるよう努めており、子どもたちにとって大変楽しみな時間となっております。

野菜の高騰につきましては、本市においても影響を受けている状況でございます。ニンジンなどは入札価格が前月に比べ2倍を超えており、使用量を控え、他の野菜と組み合わせで対応をいたしております。タマネギなどは、安心・安全性を確認の上、より安価な商品に変更もしております。また、カリフラワーやブロッコリーなどは、予定していた必要数量の入荷が見込めず、使用を控え

ざるを得なかったこともありましたが、そのような状況下ではありますが、栄養価を下げずに魅力ある給食にするために、栄養教諭が中心となり、使用食材や使用数量を変更しながら献立を工夫し、対応しているところでございます。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

次に移ります。

野菜高騰の影響は、各地で取り組まれている地産地消にも支障が出ているようでございます。先ほどの鈴鹿市では、市独自の地産地消条例もあって、外国産食材は原則使っておらず、今までどおり市内産、県内産、国内産を優先すると、どうしても赤字になってしまうといった事情もあるようです。また、前橋市では、地産地消の観点から、割高ながら使用してきた赤城の恵ブランドの果物の使用を10月以降控えているということでもあります。

本市の学校給食における地産地消への取り組みと、その支障についてお尋ねをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

学校給食における地産地消への取り組みと、その支障についてお答えします。

本市では、学校給食の提供に当たり地産地消を推進し、野菜、肉、魚などで本巢市産、岐阜県産の食材を多く使用しております。平成27年度においては、キャベツ、タマネギ、白菜などの野菜のほか、柿、梨、イチゴ、文殊にゅうとん、イワナ、アマゴなど、本巢市産の食材42品目をJAぎふ糸貫農産物販売所を初め取り扱い事業者から調達しております。

岐阜県農政部によりますと、県内農畜産物の使用割合は、品目数では県平均29.6%に対し、本市では30.7%、また使用重量では県平均22.9%に比べ36.0%と、地産地消の割合が非常に高い状況でございます。ほぼ毎日の給食で本巢市産の食材を使用していますが、特に「ふるさと食材の日」というものを設けておりまして、そのような日では、例えば地元のニジマスと地元の柿のジャムを使用したニジマスの南蛮揚げ本巢柿ソースとか、本巢中学校生徒が県の中学校給食選手権の折に考案した献立、美濃ヘルシーポークと淡墨ラッキョウを使用した豚肉の根尾ラッキョウソースかけなど、地元食材を活用し、魅力的な献立に仕上げ子どもたちに提供しております。

本年度は、夏の暑さやその後の長雨が影響し、ブロッコリーやタマネギなどが予定していた地元食材で賄えないなどの支障が生じておりまして、やむを得ず他県の食材に変更するなどの対応を行っているところでございます。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

再質問いたしますが、今回の野菜の高騰とは関係はなしに、先ほども例に挙げましたが、地産地消については、どうしても割高になってしまうという心配がありますが、その点についてはいかがなんでしょうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

確かに割高なものもあると思います。しかし、できる限り地産地消を進めていきたいという方針で進めてまいりたいと思っています。特に、子どもたちにぜひ味わわせてやりたいものとか、子どもに残るものなどは、ぜひそうしていきたいと。全般的には、旬の食材であるとか本巢市が誇る梨とか柿とかイチゴとかキウイなどの果物とか、それから伝統食材といいますか、みそなど、高くとも定期的に子どもたちに味のよさや添加物の少なさ等々、そういったものを考慮して使用できるものを使っていきたいというふうに考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

次に移ります。

野菜価格の高騰は、岐阜県内の学校給食にも影響が出ており、下呂市では、この12月定例会に一般会計から385万円余りを拠出する補正予算が提案されているようであります。学校給食における会計方法は、一般会計の中で行っているところや、独立会計で運営しているところもあって、今回のような食材の価格高騰による対処方法も違ってくるようではあります。給食については、学校給食法において、給食食材については保護者の負担とすることが明記されております。経済的な理由は別として、このことをよく理解されていない一部の方が、義務教育だから払う必要はないと理不尽な理由から未払いや滞納を続けており、これが社会問題となっております。私もPTA時代、運営協議会のメンバーとして学校給食センターの統合にもかかわってまいりましたが、食費が決められていて、それを1日5,500食1年間提供する中においては、大変な苦労があることは承知をしております。今後においても、天候不順や、ほかのさまざまな事情によって緊急的に食材価格の高騰や不測の事態が想定をされます。本市の基本的な対応方針についてお尋ねをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

食材の高騰や不足などにおける市の対応方針についてお答えをします。

食材の高騰や不足につきましては、過去にも数々の緊急事態がありました。給食センターにおいてはさまざまな工夫を凝らしながら乗り切ってきている状況でございます。その方針といたしましては、給食費の中で給食を提供できるように対応していくこと、さらには先ほど説明をさせていただきましたが、できる限り地産地消を推進すること、そして、栄養量や食品構成を定めた国の学校給食実施基準を遵守し、栄養価を下げないことを掲げております。

具体的には、良質で安価な食材の調達や使用する食材の数量や産地の変更、栄養価を考えた食材及び献立の工夫により対応しています。特に献立につきましては、例えばブリの照り焼きをサゴシの白じょうゆ焼きにかえる。また、ブロッコリー・カリフラワーの花野菜サラダをキャベツ・キュウリ・コーンのフレンチサラダに変更するなど、栄養価はそのまま価格を抑える工夫を凝らして対応しております。

現在、これらの緊急事態に備えるためにも、年間を通して地元農産物などの食材が安定して受けられる体制づくりを構築しているところでございます。学校給食センターへの年間供給について、本年5月には、JAぎふ販売部の販売企画課、糸貫農産物販売所、農事組合法人もとすファーム、若手担い手農家の方々と交えて、給食に必要な農作物と、それらの年間作付計画について打ち合わせを実施しておりますので、引き続きその体制強化などに努めていきたいと思っております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

この質問につきまして、先ほどから聞きますと、今はニジマスとか柿、そして根尾ラッキョウ、こういったものを使って、地産地消に子どもたちのアイデアを生かした新しいメニューも工夫されているようで、学校給食センターの皆さんの御尽力に今感謝を申し上げたいと思います。これからも子どもたちの成長にとっての給食をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に移ります。

3点目に移りたいと思ひますが、昨年実施されました第18回の統一地方選を振り返りますと、投票率の低下と立候補者の減少がさらに拡大し、一層の政治離れが浮き彫りとなる結果となりました。総務省のまとめでは、前半戦の10都道府県知事選が47.14%と、初の50%割れとなり、後半戦の市長戦、市議選と、いずれも過去最低を更新、また道府県議会議員選挙では、合わせて960選挙区のうち3分の1に当たる321選挙区で定員を超える立候補がなく、501人が無投票当選となり、こちらも過去最高となりました。このような状況をメディアは、これまでの無風どころか無音になったと報じ、深刻化する政治離れを重い課題として取り上げております。

1項目めの質問に入りますが、公選法の改正により選挙人年齢が18歳に引き下げられました。この参政権の拡大は、普通選挙権が認められた1945年以来71年ぶりで、240万人が新たな有権者となったわけであります。この18歳選挙権は、さまざまな意見や問題が指摘され、特に高校3年生が新

たに加わることから、高校生に投票権を与えて自己判断できるだけの情報収集と投票行動ができるのかが問題視されておりました。各高校では主権者教育が行われ、昨年、岐阜高校では関ヶ原合戦でどちらを支持するか、東軍・西軍それぞれが代表演説し、どちらに味方するか模擬投票を体験しました。また、つい先週の金曜日には、被選挙権の引き下げの是非についてそれぞれ意見を聞き、模擬投票を体験したということであります。

18歳選挙人となったことに対する本市の対応についてお尋ねをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問に対する答弁を総務部長に求めます。

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

公職選挙法の改正により、選挙人年齢が18歳に引き下げられたことに伴う市の対応についてお答えさせていただきます。

平成27年6月に、新たに年齢満18年以上満20年未満の者に選挙権が認められる等、公職選挙法等の一部を改正する法律が公布されました。これにより7月10日に施行されました第24回参議院議員通常選挙より適用され、本市におきましては、新たに18歳417人、19歳387人、合計804の方が新たな有権者となりました。市選挙管理委員会といたしましては、新有権者を含む若年層に社会への関心を高め、社会の方向性を決める選挙の大切さを認識していただくことを目的として、2月25日に岐阜本巣特別支援学校において模擬投票を、5月28日に岐阜第一高等学校の教職員を対象としました出前講座及び6月6日には同校にて生徒を対象といたしました出前講座を実施いたしました。また6月18日には、モレラ岐阜において開催されました学生主催の模擬選挙イベントに参加協力をいたしまして、啓発活動を実施したところであります。

選挙権年齢の引き下げを若年層世代全体の選挙意識向上の機会とするため、市外居住者などへの不在者投票を含めました投票方法等の選挙制度の周知、出前授業や模擬投票などを教育機関と連携いたしました啓発活動を今後実施してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上であります。

〔4番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

再質問いたします。

今、答弁ありましたように、本市は2校で出前講座を実施したということですが、これがいわゆる主権者教育に当たるというふうに考えます。これは、どこからか要請があつてのことか、その経緯と、本市にはほかにも高校、専門学校があるわけですが、そちらの実施については把握をされておるのか、お伺いをいたします。

○議長（上谷政明君）

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

それでは御質問ですけど、要は第一高校、特別支援学校等に実施しました講座の経緯についてお答えさせていただきます。

特別支援学校につきましては、学校長より、選挙年齢が引き下げられたことによりまして、生徒たちの理解を深め、投票に対する不安を拭きたいとの相談がありまして、担当の先生と協議をさせていただきまして、その結果により、より本番に近い状態で実施することが生徒さんたちの理解や不安の払拭につながるものとして、校内に候補者のポスター掲示、また演説会などの選挙運動も実施していただくとともに、入場券、投票用紙等につきましても市の規格と同じものを作成し、より本番に近い状態で実施いたしております。

また岐阜第一高校につきましても、教職員の中にも18歳選挙権に際し、選挙違反事例などで生徒を指導していく上で一抹の不安があるとの相談を校長より受けまして、教職員向けには選挙違反事例について、また生徒さん向けには選挙制度及び選挙違反等についての出前授業を実施いたしたところであります。

また岐阜高専及び本巣松陽高校につきましては、岐阜県の対応状況といたしまして、国において作成されました副教材を各学校に配付するとともに、県選挙管理委員会より県教育委員会宛てに出前講座や模擬投票の実施について、県や市の選挙管理委員会において対応可能であるため活用願いたいとの案内が出されておると聞いております。高専、松陽高校とも今のところ出前講座等を実施されたとは聞いておりませんが、出前講座や模擬投票など、教育機関と関連した啓発活動に今後努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

答弁は求めませんが、この主権者教育について少し意見を言っておきたいと思います。

昨年度から全国の9割以上の高校で、この主権者教育が実施されてきました。これは明らかに18歳選挙権導入への対処から文科省が指導し、緊急的に全国一斉で実施されたものと考えます。しかしながら、本来主権者は年齢とは何の関係もありません。主権者はイコール有権者ではなく、国のあり方を最終的に決める力であるはずで、決して若者を選挙に行かせるためだけの教育ではなく、低い投票率を上げるために行う教育でもありません。さまざまな社会課題について、できるだけ多くの合意を形成し、今とこれからの社会をつくるために政治に参画することを目指して若者が学んでいく教育であるべきはずで、そして、これからは18歳になるとどの選挙にも直面をいたします。主権者教育とは、決して一過性のものでなく、ふだんからこういった観点で主権されることを望みます。

次に移ります。

18歳選挙人として初めて実施されたこの夏の参議院選挙の投票率の結果について、見解を伺います。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

参議院選挙の投票率の結果についての見解について、お答えさせていただきます。

7月10日施行の参議院議員通常選挙につきましては、有権者数2万8,550人に対し、投票者数1万6,661人で、投票率58.36%となっております。県全体の投票率は57.74%、県内市の投票率57.32%と比較いたしまして1%ほど高い投票率となっております。

また、新たに有権者となられました18歳、19歳の方につきましては、有権者数804人に対し投票者数432人で、投票率53.73%、18歳58.51%、19歳48.58%という結果となっております。県全体の投票率49.01%、県内市の投票率48.52%と比較いたしまして5%ほど高い投票率となっております。平成25年7月21日施行の前回、参議院議員通常選挙の投票率53.59%及び直近の国政選挙であります平成26年12月14日施行の第47回衆議院議員通常選挙の投票率51.60%と比較しましても、投票率は向上しております。

今回の参議院通常選挙につきましては、選挙権年齢の引き下げ、また世論的な関心も高かったことに加えまして、新たに有権者となった18歳、19歳の投票行動が、その家族の投票行動へも好影響を与えたことが投票率の向上につながったものと推測をしております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

結果としては、本市は県や他市の平均や直近の国政選挙と比べて高かったということであり、その理由として、18歳投票権の世論的関心の高さと、新しい有権者の投票行動がその家族へも好影響したということではありますが、これは本巣市に限ったことではないのでどうかと思いますが、私が今回のこの結果で注目したいのは、18歳と19歳の差であります。全国平均で9%、本市では10%も18歳のほうが高かったという結果であります。18歳といっても、今回の高校生は7月10日までの誕生日となるので、絶対数は3年全体の4分の1程度でこの差であります。これを18歳以上の高校生と大学生で区別をしたら、もっと大きな差があると思われ、現在の大学進学率は50%の後半であります。昨年からは選挙に行こうよと、あれだけ騒いで注目されていたSEALDsなのに、結局はその影響はなかったということになります。つまりは、同じ18歳以上でも、地元にいる高校生は選挙に行くが、住所変更をしないで地元を離れている大学生は、どうせ戻ってこない出身地の選挙に関心はなく、わざわざ戻ってまで投票をしないという現実があり、これも一つの東京一極集中への弊害と言えます。今後は、実際住んでいるところでも投票可能にする公職選挙法の改正が課題

というふうに考えますが、これは国のやることでありますので答弁は結構でございます。

次に移ります。

最近、選挙ごとに必ず低い投票率が問題視をされます。主な棄権理由は、「仕事が忙しく時間がなかった」「政治や選挙に関心がない」「自分の投票が選挙結果に影響がない」が上位で、政治に興味がないわけではないが、自分の中での重要度、優先度が仕事や遊びより低いということでもあります。そして、もう一つよく言われるのが、若者が投票に行かないということです。若者に聞いた声から問題となるのは、選挙で選ばれる政治家は、投票してくれる有権者の意見を聞いて政策に掲げる傾向がある。働く若者が税金を納め、高齢者を支えているのにもかかわらず、優先的に投票率の高い高齢者への政策がふえている現状がある。そしてもう一つは、積極的な投票行動を起こし、支援する団体への優先政策への不満です。投票率低下の要因として、平和ぼけの象徴とする、こういったコラムもあります。政治に頼らざるを得なかった戦後復興に向けての苦しい時代から物資にあふれる豊かな社会を経て、政治力を以前ほど必要としなくなったとする意見や、バブル景気が終わり、政権交代もあったが、どの政権がどんな経済対策を実行しても一向にデフレは解消せず、バブル景気で頂点を経験した国民からの強い政治不信と期待感の薄れが投票率にじかにあらわれていると指摘する声もあります。

最近実施された選挙を見ると、政務活動費の不正受給が相次ぎ12人が辞職する事態となって実施されました富山市議補選では、実に26.94%という異常な低さでした。また、先般実施された岐南町長選では、現職に対し3人の町議が辞職し出馬するという、形の上では大激戦となりましたが、結果を見ると投票率は43.78%と、過去最低となりました。当選した現職は得票率34.7%で、これを投票率と合わせると、全有権者のわずか15%の票でトップが決められたということでもあります。

低い投票率がなぜ問題かということ、そういった形で選ばれた後の行政運営において、本来は住民が主役であるはずなのに、この無関心は市民協働にも大きな影響をもたらせるからであります。投票率向上への課題についてお伺いをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

投票率向上に向けての課題についてお答えさせていただきます。

投票結果を年代別に見ますと、50歳以上は高く、25歳から34歳の若年層の投票率が低いことから、若年層世代全体の選挙意識をどう向上させるかが本市、全国的な課題であると考えております。国におきましては選挙権年齢の引き下げに伴いまして、総務省と文部科学省が連携し、「私たちが拓く日本の未来」と題した副教材本を全ての高等学校に配付し、主権者教育に力を注いでおり、授業や国の副教材には、当然に一定の効果が見込まれますが、一方通行になりがちな側面もあわせ持っているものと考えております。

今年度、岐阜本巣特別支援学校及び岐阜第一高等学校にて出前講座を実施いたしましたところ、

教職員からは、生徒の選挙活動についての法解釈、特にインターネットなどを利用した選挙違反事項についての関心が高かったところがございます。また生徒からは、模擬投票により投票を体験したり出前講座をさせていただくことにより、「選挙が身近になった」「投票は想像より簡単にできた。できそう」などとの感想をいただいております。若年からの主権者教育は、今後の投票行動において非常に意義深いものと考えられるため、市内の学校への出前講座や模擬投票などを続けるとともに、若年層世代に、特に住民票を移し市外で生活している人などへ、不在者投票方法の選挙制度の状況などを明るい選挙推進協議会と協力いたしまして啓発活動に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

通常の活動かと思いますが、再質問いたします。

今回、この公職選挙法の改正により、自治体の裁量ではありますが、駅や商業施設で投票できるようにする共通投票所の設置や、期日前投票について開始・終了時刻をそれぞれ最大2時間広げることができるようになりました。私的には、ここまでしないと投票に行けないのかという思いもありますが、これも投票率アップへの一つの方法と考えますが、見解を伺います。

○議長（上谷政明君）

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

期日前投票所を設置している大型商業施設の営業時間や、駅を利用する有権者の通勤時間に合わせて投票率を上げることを狙いといたしまして、自治体に住む有権者が誰でもが投票できる共通投票所を駅などに設置できる、また期日前投票で最大2時間、開始時間の前倒しや終了時間の延長が可能になりました。これに伴いまして共通投票所を設置いたしますと、職員や立会人に対する人件費の増、期日前投票所、今までは民間施設でなく公共施設で全て実施いたしておりますので、民間の施設に設置した場合に情報セキュリティの課題等ありますので、今後十分それらの課題を検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

4点目に移ります。

来年9月には新市として4回目となる市議会議員選挙が実施予定となっております。有権者の方からすると候補者全員を一堂に見比べることができるのは、ポスター掲示板と2回ほど掲載される地元新聞紙でしかありません。しかし、これらも写真やキャッチフレーズと極めて簡単な経歴だけでありま

す。これだけで有権者の皆さんに判断をしていただき、市民の負託に応えるべき代表者が選ばれてしまうことに不安を感じますし、有権者の方から見ても難しい選択と思われ、77%から70、63と下がり続けている投票率の一つの要因と考えます。

そこで資料を見ていただきますが、これは岐阜市と山県市の市議選で配布されました公選法に基づいた選挙公報であります。これを見ると、各候補者が自分の思いや決意を割と細かく載せてあり、有権者の方から見ても各候補者の比較ができ、投票する際の大きな参考となるのではないのでしょうか。

選挙にはいろいろな方が立候補されると思いますが、知名度という点においては現職が圧倒的有利です。候補者が一堂に比較できるこの選挙公報は、公正・公平な正しい方法と思います。この選挙公報発行についての見解を伺います。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問に対する答弁を総務部長に求めます。

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

選挙公報の実施につきましてお答えさせていただきます。

選挙公報の発行につきましては、公職選挙法第167条において、衆議院議員小選挙区選出議員、参議院議員選挙区選出議員、また県知事の選挙においては、1回発行しなければならないと規定されております。一方、県議会の議員、市議会の議員または市長の選挙においては、公職選挙法第172条の2に任意制選挙公報の発行として規定されておまして、その発行につきましては、条例で定めることにより選挙公報を発行することができるかとされております。

県内の発行状況といたしましては、21市中11市が条例を制定し、選挙公報を発行しております。地方選挙におけます選挙公報の発行につきましては、選挙人への情報提供としての役割を有するものと考えられます。また一方、選挙期間が短いため、時間的制約及び費用対効果など検討する事項もあるものと考えておりますとともに、選挙管理委員会の関与する広義の選挙運動として解釈しており、発行には条例の規定が必要となることから協議・検討してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

〔4番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

最後4点目の予算についての質問に移ります。

総額3兆2,860億円の平成28年度第2次補正予算が10月11日、参議院本会議で可決、成立いたしました。これは事業規模では28兆1,000億円の過去3番目となる大型の補正予算で、未来への投資を実現する経済対策ということで、一億総活躍社会の実現に向けた子育て支援や介護の拡充のほか、21世紀型のインフラ整備、イギリスのEU離脱に伴うリスク対応としての中小・小規模事業者支援、

熊本地震や東日本大震災からの復旧・復興と防衛強化のための経費を盛り込んでおり、安倍内閣は同予算の執行により、当面の需要喚起にとどまらず、アベノミクスを一層加速するといった大変な売り込みで、この地域の経済対策、インフラ整備にも大きな期待を寄せておりました。

そこで質問に入りますが、この大型の補正予算に関する本市の関連事業についてお尋ねをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問に対する答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、国の第2次補正予算に対する本市の関連ということでの御質問にお答え申し上げたいと思います。

御承知のとおり国におきましては、未来への投資を実現する経済対策の実行といたしまして第2次補正予算が成立したところでございます。予算規模は、先ほどお話にございますように3兆2,800億円、政府が進めます一億総活躍社会の実現に向けた低所得者への1万5,000円の現金給付ですとか、21世紀型のインフラ整備、また熊本地震や東日本大震災からの復興や、安全・安心、防災対応の強化など、幅広い分野への対応となっているところでございます。

このうち本巢市に関係いたしました予算関係につきましては、一億総活躍社会の実現の分野におきまして、高齢者など低所得者への臨時福祉給付金の前倒し給付というのがございます。またそれに加えまして、子どもの教育環境整備で学校教育改善交付金の追加内示、本巢中学校等のグラウンド等の整備等の追加内示でございます。また21世紀型のインフラ整備の分野におきましては、農業者担い手確保、経営基盤強化支援のための補助金の新規採択ですとか、社会資本整備総合交付金の追加内示というのをいただいております。また防災・安全交付金の新規採択というようなことで、歳入ベースで1億2,081万4,000円というのを計上させていただきまして、今定例会の早い段階のところで補正予算として議決をいただいたところでもございます。

また、今後の予定といたしましては、地方創生拠点整備交付金というのを活用いたしまして、道の駅「織部の里もとす」の施設改修というのを計画いたしておりまして、国と今協議を進めておりますけれども、1億5,000万程度の事業規模でやろうということで、現在、国と今、交付申請についての協議を進めているところでございます。

このほか、直接市にはございませんけれども、先ほどありましたように21世紀型のインフラ整備がありますけれども、この中で、私も本巢市が大変力を入れております東海環状自動車道西回りルート of 県内区間というのに、私も何度か補正予算の要望ということで国のほうへ上京いたしまして何度も要望してまいりましたけれども、お金が今回45億3,000万円というのが追加をされまして、現在整備が進んでおります東海環状自動車道西回りの事業が国の事業として実施されるということで、間接的にも我々、この本巢市におきましても東海環状の波及効果というのが出てくるというふうに考えております。

こういふことで、第2次補正予算につきましての本巢市の関連の状況を御報告とさせていただきます。

[4番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

率直に申し上げまして、大きな触れ込みの割には本市関連の予算としては、いかにも少ない感想があります。

私なりにこの第2次補正予算について調べてみましたが、県内を見ますと、リニア関連ということもありますが、自民党の古屋選対委員長の地元である東濃には目立って多くの予算配分がなされておりますし、従来から言われております実力者のいる西濃地域にも、これまでどおり多くの予算がついております。予算というものは、政治的力関係でどうも左右されるようであり、それが弱い地域はそれなりということになります。我々はそれでは困ります。市長が我々を伴い、ここ何年か定期的に続けております国会議員や各省庁への要望活動も大変重要なことでもあります。本市として、ぜひ国や県の予算獲得のためのマニュアルみたいなものを一緒につくって戦略を立てていきたいというふう存じます。この点について市長の見解を伺います。

○議長（上谷政明君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

先ほど黒田議員のお話がありましたように、今までも議員の皆さん方と一緒に、国・県等への要望というの今やらせていただいておりますけれども、今後も本市に関連するところいろいろと協調しながら、また国会議員の先生方にもよく事情を説明しながらやっていきたいと思っておりますし、また要望する事業等も、これからまたいろいろと今回、地方創生でつくりました総合戦略もございませう。また、それから第2次の総合計画などもございませう。そういった総合計画、また地方創生の今の戦略等々に基づいて、そして、その中で市として早く取り組んでいかなければならないもの、そういうものを議会の議員の皆さん方とも相談しながら、そして事業をまたしっかりと絞り込みながら、そして着実に、そしてまた確実に予算が獲得できるような、そういう方向で皆さん方とまた協議を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[4番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

最後の質問に移りたいと思いますが、我が国の年齢構成の中で一番多くを占める団塊世代の方々が75歳以上となり、5人に1人が後期高齢者となる2025年度問題が迫ってまいりました。この超高齢化社会の年金・医療・介護の充実へ、財源確保のため社会保障と税の一体改革で約束していた消

費税増税も、いろいろな事情や思惑もあって延期がされました。少子化対策としての子育て支援策も功を奏さず、出生率の改善も見られない状況にあります。さらには人口減少時代への突入に加え、近年では東京一極集中による地方消滅の危機が大きくクローズアップされております。国が掲げる経済対策も、まだまだ我々のような地方や小規模企業にまでは行き届いておりません。本市にとっては、これらの社会情勢への対応や間近に控える高速道路インターチェンジ開通の効果を引き出す関連事業の推進等、多くの課題を抱えております。来年度予算編成に当たっては、収入と照らし合わせた効果的な配分を願うものであります。

新年度予算編成に当たっての方針や重点施策について、市長にお尋ねをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、来年度の予算編成に当たっての方針や重点施策というお尋ねでございますので、お答え申し上げたいと思います。

今現在、それぞれ関係部局で今、予算編成の作業をやらせていただいております。その中で、既に皆さん方にお示ししている基本的な考え方というのを少しお話しさせていただきたいと思います。

御案内のように我が国の経済情勢というのは、経済再生・デフレ脱却に向けた、一部では進捗が見られるというふうになってはいますが、そしてまた大企業を中心に収益等が改善するというようなことで緩やかに回復基調にあるというようなことも言われておりますけれども、なかなか我々地方では、今先ほどお話がありましたように、何か実感のできないのが現実でございます。その中身を見ても、そういうふうが大企業が収益を改善してはいますが、実際よく足元を見ても個人消費というのはまだまだ伸び悩んでおまして、なかなかこういう個人消費が伸び悩むということは、結局はやっぱり地域経済においても景気回復というのが実感できないということにもつながっているということで、先ほど申し上げたような形で、まだまだ、景気回復にあるものの、地方では実感できないというのが現状だろうというふうに思っております。

こうした中におきまして、本巣市は御案内のように合併して、今3年目に入っておりますが、これから普通交付税というのが既に段階的な縮減期間に入っておりますけれども、これが年々一般財源が減ってきておるといってもございます。そういったことで、新年度におきましては、これまで以上に厳しい財政状況が続いていくということが想定をされております。こうしたことから、現在、おかげさまで皆様方の御支援もいただいて、財政というのは県下の市町の中でも大変健全性をしっかり堅持しているということではいいわけでありまして、この健全性をしっかり堅持していくためには、これからも5年後10年後の収入に見合った歳出規模、また財政構造にしていくということがあわせて必要であるということでもあります。そしてまた、ただ緊縮緊縮ばかりではなく、やはり投資するときはしっかり投資しなきゃいけないよということを、重点的なものには投資していかなくちゃいけないということで、やっぱり今後は選択と集中というものもしっかりとやっ

ていかなきゃならないというようなことで、こういうことを前面に出しまして、当然のことですけれども、行政運営の大原則でございます最小の経費で最大の効果を上げるということを心がけながら予算編成をしてくださいということで、今現在、担当課に要求作業を行わせているところでございます。

こうした中で、新年度の具体的な予算編成ということは、先ほど来お話がございましたように、人口減少というのが最大の今、我が国の課題でもあります。そういう中で地方創生、これからも地域に活力をしっかりと生み出していくという、要は地方創生への対応というのが必要でありますし、先ほど来お話がありますように、経済がだんだん回復基調にあるとはいうものの、地域で、地方では、なかなかそういう実感ができない。やはり地方においても経済再生、地域の経済の活性化というのがどうしても必要でございます。そういったことから地方創生とか経済再生というものに取り組んでいこうということで、新年度も景気雇用対策ですとか、それから移住・定住対策、子育て支援、こういったものを重点的に新年度におきましても取り組んでいきたいというふうに思っております。

そういう中で、私の市政推進の基本でもございます、もっと元気で笑顔あふれる本巢市づくりということでの6つを基本政策というのを掲げておりますけれども、この6つを基本政策に、こうした市の事業を計画をして、そしてまたこの6つを支えるために、よりきめ細やかな政策を重点施策ということをもたやろうということにいたしております、これも今年度もやっておりますけれども、新年度におきましても施策の点検項目というようなことで、11ほどの項目を設定して、新年度もこの項目ごとに施策の整理点検を行って、それでまず足りないもの、先ほど一番最初に申し上げた子育て支援、それから移住・定住対策、景気・雇用対策と、こういうものにつながるような当面の、それで大きな課題につながるような施策につなげるように見直して、そして足りないものについては新たな施策とかそういうものを計上して、よりきめ細やかに、そしてより効果の出るような予算編成にしていきたいなというふうに思っております。

いずれにしても、今後、少子・高齢化はどんどんと進んでまいります。そして市を取り巻く環境も大変厳しくなっております。いろんな形で知恵を出しながら、そして、ある予算を最大限有効に使いながら、そして市民の皆さん方がこれからも安全・安心なこの地域社会の中で生活してやっていけるように、そういう形での予算編成を目指して取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

今お話がありましたように、藤原市政におかれましては、堅実で地道な市政運営とともに、めり張りのきいた効果的な施策の実行をしていただきたいというふうに存じます。

最後に、年末を迎え、皆様方には行く年をさわやかに送り、輝かしい新春をお迎えください。こ

れで私の一般質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○議長（上谷政明君）

暫時休憩します。再開を1時半から再開しますので、御参集ください。

午後0時17分 休憩

午後1時29分 再開

○議長（上谷政明君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

5番 船渡洋子君の発言を許します。

○5番（船渡洋子君）

通告に従って4件お尋ねをしたいと思います。

1点目ですが、災害発生時における避難所運営ということでお尋ねをいたします。

きのうも東北のほうで地震があつて、最近、本当に日本全国揺れ動いているんじゃないかと思うぐらい、いろんなところで地震も起こりますし、また、この夏の台風では大雨災害が全国各地に大規模な被害をもたらしました。災害発生時には災害対策基本法等に基づき、予防・応急・復旧・復興というあらゆる局面に応じ、国と地方公共団体の権限と責任が明確化されています。地域防災計画では防災対策の確立、防災対策の促進、災害復旧の迅速適切化を定めており、さらに多様な災害発生に備え、地域防災マニュアルや避難所マニュアル等整備することになっています。熊本の地震では、またこの夏の台風災害では、一部自治体の避難所運営に自治体職員がかかわったことにより、災害対策に支障を来すケースが見られました。国や県との連携や支援の受け入れなど、自治体職員は特に初動期において多忙をきわめます。この間に職員がさまざまな事情から避難所運営に当たってしまうと、被災者救助を初め災害復旧に重大な影響を及ぼしかねません。

そこで、本市の避難所運営についてお伺いをいたします。

内閣府が公表した避難所の良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針というところの中に、避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ避難所運営ガイドラインを参考にするなどして避難所運営のマニュアルを作成し、避難所の良好な生活環境を確保するための運営基準や、その取り組み方法を明確にしておくこと、なお要配慮者に対する必要な支援についても明確にしておくこととなっておりますが、本市における避難所運営マニュアルは整備をされていますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

避難所運営マニュアルの整備についてお答えをさせていただきます。

市では地域防災計画におきまして、災害発生の危険性が高まったときや災害発生時に、避難のた

めに必要な間、滞在ができる場所として、公共施設等31カ所を指定避難所として指定しております。避難所の開設及び運営につきましては、災害発生の危険性が高まったときや災害発生時におきまして早急に行われるべきものであることから、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえて、迅速かつ的確な避難所開設及び運営が行われるよう、平成24年7月に本巢市避難所運営マニュアルを整備しております。

〔5番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

次に2点目ですが、ページ数の多い手引というのは大変活用しにくいということで、避難所のあらかじめ決められた、また運営責任者が被災することというのも想定をして、市町村の避難所関係職員以外の方でも避難所を立ち上げることができるよう、わかりやすい手引の整備が必要であるとされておりますが、本市においては、そういったわかりやすい手引になっているのかどうかということをお尋ねいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

避難所関係職員以外の人でも避難所を立ち上げることができるか、わかりやすい手引になっているかについてお答えをさせていただきます。

避難所の開設及び運営につきましては、市が行うべき災害対応事務であります。過去の災害でも見られましたように、大規模災害時には避難所へ多くの方が避難され、その運営事務を行うためには行政職員のみでは十分な対応ができないことなどの課題も出てきております。本巢市避難所運営マニュアルにおきましては、迅速な避難所立ち上げは行政職員のみでは困難であることから、行政職員、施設等職員のほか、地域の自主防災組織とが互いに協力して運営することとしております。このため、マニュアルでは避難所管理責任者の業務、避難所受け入れの準備、避難スペースの確保、避難者の振り分け、避難者の把握など、事前対策、初動期発災直後、展開期から安定期、発災後1日から3週間以降等、運営に対する基本的手順の様式等を添付し、直ちに活用できるように定めさせていただいております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

済みません、次の3番の災害発生時の避難所運営の流れということでお聞きする回答を今してい

ただいたような気がするんですが、立ち上げるときの開設に向けた、そういったルールづくりとか、それから避難所の運営、組織づくりというのが重要であるというふうに内閣のほうからも示されているんですが、そういった点もあわせてきちっと体制が整っているというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（上谷政明君）

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

マニュアルにはそういったものを網羅してつくっておる所存でございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

船渡洋子君。

○5 番（船渡洋子君）

済みません、細かく何回も何回も。

次に4番目なんですが、内閣府の避難所の良好な生活環境の確保に向けた取り組み方針には地域住民も参加する訓練を実施することというふうになっているわけですが、そういった今の初動のときの地域自主防災とか、施設の方とか行政の方とかで避難訓練とか打ち合わせとかというのは、今までされてみえるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

避難所運営マニュアルに基づく避難所設営の訓練の実施についてお答えさせていただきます。

災害発生時に避難所の開設が迅速かつ円滑に行われるよう、市では8月に実施いたします市総合防災訓練におきまして、職員の参集から開設までの訓練を毎年実施しております。この訓練では避難所の開設方法を確認するほか、開設時にどのように施設を利用すべきか等についても、担当班である教育委員会を中心として、学校または施設関係者とが連携し、学校等施設の避難所としての活用方法など共通理解をしているところでございます。さらに、避難所運営を疑似的に体験することができる図上訓練といたしまして、避難所運営ゲーム（HUG）を実施し、避難所運営に携わる職員及び学校関係者の資質向上も図っているところでございます。

また、今年度は土貴野小学校区におきまして市民主導によるHUG訓練が実施されており、避難所運営に対する意識が高まる中、今後もこのような取り組みに対する支援を続けまして、自助・共助による防災体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

〔5 番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

再質問でHUGのことを聞きたいなあと思いましたら、今のお答えしていただいたので結構なんですけど、例えば鍵の問題なんですけど、避難所の鍵を誰が持っているのか、災害は突然起こってきますので、鍵を持っている人が、例えば駆けつけられないという、そういうようなことも想定をされて複数の方が鍵を持っておられるのか。三重のほうでは、太陽光で防犯灯がありまして、その防犯灯のところに地震が起きると開くという箱がついていて、そこの中に鍵を入れているという。もし鍵を持っている人が何かあったときにもそういうふうになっているというところがあるんですが、鍵というので一番最初の話なもんですから、その点はいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（上谷政明君）

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

鍵の保管場所でございますが、学校施設はもとより公民館、それから教育委員会の担当部局等で保管しております。災害が発生したら自動的に鍵があくような、ただいま御指摘のありましたことについては、今後検討していきたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

静岡のほうでこのHUGという疑似体験といいますか、いろんなカードで本当にいろんな人が来たときに、障がいのある人が来たとか、ちょっと病気の方が見えたときにどうするとか、ペットを連れてきたときにどうするとかというような、カードでいろんな項目があって、それをまず体育館の中のどこに避難をしてもらうという、最初にきちっと通路とかもやって避難をしないと、後からというのは大変なことになるということで、実際にHUGでゲームをやった人たちは、本当に短期間でいろんなことを受け入れてやるというのがいかに大変かということがわかりましたというような、そんな回答があったんですが、そういう中に防災リーダーとして、それぞれ自主防災のところにも防災士の資格を取るよというということで進めてみえますし、また消防のほうも防災士の方が見えますし、職員の方も見えるんですが、例えば中学生とか学校なんかだったら一番内容がわかっている中学生の方とか、また高校の方とかが防災リーダーといいますか、そういった訓練といいますか、いざとなったときにそういう子たちにもかかわってもらうというような、そんな体制というのはとられているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（上谷政明君）

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

ただいまの学生の防災リーダー等の訓練はどうしているかという御質問であります。学校における防災訓練というのは、各学校単位で実施していただいております。

実際、避難所の運営にどうかかわるかというのは、ちょっと今後の課題として検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

[5番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

済みません、通告のほうで教育長のほうということになっていなかったものですから総務部長に答えていただいたんですが、やはりそういった子どもさんたちがかわることがまた親に伝わっていくということになると思いますので、ぜひ今後検討していただきたいというふうに思います。

5点目に、避難所支援班のことについてお尋ねをしたいと思うんですが、市町村の災害対策本部のもとに各避難所における被災者のニーズの把握とか、他の地方公共団体等からの応援及びボランティア等の応援団体の派遣調整等をする避難所支援班という、そういう班を組織して避難所運営を的確に実施することが望ましいというふうに、この内閣府のほうの指針に載っているんですが、本市においては、その避難所支援班というのはどのように組織をされ、また災害時にはどのような動きになるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

避難所支援班はどのように組織され、災害時にどのような動きをとるのかについてお答えさせていただきます。

先ほどの御答弁でも申し上げましたように、避難所の開設・運営につきましては、主に教育委員会が担当しております。発災時には職員が参集した後、災害対策本部から開設指示を受けまして、事前に定めた担当職員が避難所を開設することとしております。担当者は、避難者主体の避難所運営が行えるように支援するほか、市災害対策本部との連絡員として、避難者からの要請の対応や相談窓口としての役割を担うなど、避難者への支援を行うこととなります。なお、避難所の運営につきましては、自主防災組織を中心とした市民の方の御協力が必要不可欠であり、それらの方々为主体的に運営を行っていただきながら地域と行政が協力し合い実施することで、円滑な避難所運営を行えるものと考えております。

今後とも災害発生時におきまして、避難所の開設から運営についてスムーズに行えるよう、行政職員、学校または施設職員及び自主防災組織リーダーとが連携した避難所開設等の訓練実施や防災士を対象とした研修などを行うことにより、さらなる防災体制の強化を図るとともに、必要により

避難所運営マニュアル等の見直しを行いたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

備えあれば憂いなしで、平常時、何もないときに、やはり常日ごろこういったことを話し合っていくということが、いざというときにスムーズに、速やかに行動ができるのではないかなというふうに思います。それで、それぞれ本巣市全体で一つにまとめるというのは難しいかもしれませんが、その携わる人の意気込みで進んでいるところ、進んでいないところというのがないように、本当に全体を見ていけるような体制で今後ともお願をしたいと思います。

続きまして、被災者台帳についてお尋ねをいたします。

被災者台帳というのは、被災者支援システムの導入・運用ということでお尋ねをしたいわけですが、この台帳というのは災害が発生したとき、被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するための基礎となる台帳です。これは市町村の長が作成するというふうになっているわけですが、2011年の6月の一般質問でこのことをお尋ねしたときに、速やかに導入をしていきたいという、そんな回答をさせていただいたと思っております。

それで、ちょっとお尋ねをするんですが、被災者台帳を導入することによって被災者の状況を的確に把握し、迅速な対応が可能になるほか、被災者が何度も申請を行わずに済む被災者の負担軽減が期待されています。このため近年、東日本大震災や広島土砂災害、熊本地震等、大規模災害のみならず災害が多発する中、被災者台帳の作成への認識が高まりつつありますが、その作成は必ずしも進んでいません。このシステムの最大の特徴というのは、家屋被害ではなくて、被災者を中心に据えている点ということで、住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、それをもとに罹災証明書の発行、支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去など、一つ一つのおけばあらゆることにつながっていくという、そういったすぐれものであります。これによって被災者支援業務の効率化はもとより被災者支援業務の正確性及び公平性を図ることができるわけですが、この被災者台帳というのがつくられてはいるんだけど、なかなか活用というか、導入しただけという、そういうところがたくさんあるということで、昨年の広島土砂災害、また今般の熊本地震においても、システムは導入されていたにもかかわらず、導入後の運用が適切になされていなかったため、いざというときに十分使えなかったという、そんな事例が発生をしています。

そこで、本市においては導入されていると思いますが、災害時にきちんと稼働できる状況になっているか、お尋ねをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

被災者台帳、被災者支援システムの導入・運用につきましてお答えさせていただきます。

被災者台帳は議員の御質問の中にもありましたように、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために作成するもので、災害時に行われる被災者に対する各種支援等を迅速かつ的確に行い、また多岐にわたる支援を行う際に本台帳に基づき関係機関が情報共有することで、被災者の負担軽減と、その手続を迅速にすることを目的として作成されるものであります。円滑な被災者台帳の作成を行うために市では被災者支援システムを導入しており、本システムにより被災者台帳を作成することとしております。

被災者台帳は災害発生後に作成されることから、平時、日ごろから災害発生時に迅速に対応できるよう、その作成に係る手続を確認しておく必要がありますので、今後も本システムの担当者に対する習熟度の向上を図りながら体制の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。すぐ活用できるようにしておくということでした。

昨年の6月に、国連の専門機関でアメリカにある世界銀行が、この今の被災者支援システム等を視察に訪れました。奈良県の平群町というところへ視察に行かれたわけですが、人口約2万人の小さな町なんですが、ここを進んでいるからということで紹介をされて、そこへ見に行かれて、大変今の世界銀行のメンバーが感動されて、インターネットでこの日本の先進事例を紹介しているという、そんな事例があったんですが、その平群町というのが理想的にシステムを運用しているということで、縦ではなくて横、縦割りの行政の壁を越えた連携をしてみえるということで、住民の被災者支援システムを導入して、そして家屋データの連携開始、それから要援護者データの連携開始、そして地理情報システムの導入ということで、もし何かあったときにGISを使って、その場所を特定して地図上に出すと、そこに被害に遭った地域の台帳がリストアップをされて、一目でわかるというような、そういうふういきちと整備をされているというところを視察に行かれたわけですが、本当に備えあれば憂いなしじゃないですけど、準備しておるとなかなかそういうことにはならないと思いますが、本当にいざといったときに慌てないように日ごろからそういったことに、いっぱい忙しいとは思いますが、心がけていくということが非常に大切な。本当にいつ起きてもおかしくないという今の災害を本当に最小限にできる、そういったことをしっかりと体制を整えておいていただきたいなと思いますが、そういった点は、あわせてもう一度よろしいでしょうか。回答、済みません。

○議長（上谷政明君）

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

先進地、奈良県平群町ですか、そのことをお聞きしましたので、そこの状況を確認するとともに、先ほど申し上げましたように、本システムの担当者、日ごろから習熟度の向上を図りながら体制づくりをつくっていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

〔5番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

では、次の質問に移らせていただきます。

3点目の質問でございます。

思春期の子育て冊子についてということで、京都市で全市立小学校の小学6年生の保護者に配付された冊子なのですが、「思春期の子どもと親のかかわり」という、岡田京都大学名誉教授が監修をされて作成をされたわけですが、それが大変好評であるということで、思春期の子どもたちの健やかな成長を願い、子育ての不安や悩みを解決するヒントにしてもらおうとつくられたものでございます。

この冊子は、内容の柱は4コマ漫画とイラストが載っていて、そしてわかりやすい文章で構成された8つのQアンドAで、例えば「親に対して反抗的な態度が目につきます」との問いには、親への反抗は自立へのステップ、子どもが大人へと成長していく過程には壁となる大人が存在が必要、親はほどよい高さのやわらかさを持った乗り越えられる壁になろうという。親の思いは、何々しなさいという命令調でなく、私はこう思っているよという、「Iメッセージ」で伝えようなどのアドバイスをしています。ほかにも友達関係の悩みや異性への関心、不登校、成績の不振、スマホや携帯を持たせるべきかどうかなど、具体的なケースを想定して、親としての心構えや話しかけ方の工夫などに触れています。また、薬物乱用防止やLGBT（性的マイノリティー）、学習障がいなど、テーマ別の問題解説もあって、読み応えも十分、そして巻末には、いじめや発達障がいの悩みなどについて、市内の各種相談窓口の連絡先も紹介をされているという、本当にその一冊があると親としてはすごい安心という、そういった冊子が配付をされているということでございます。

この冊子の作成については、子どもの不登校に悩むお母さんから相談があって、そして子どものケアに加えて子どもを支える保護者を支えることが大切であるという、そういった考えのもとから発行されたということでございますが、本市においてもそういった冊子というのを活用されてはどうかあというふうに思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

思春期の子育て冊子の活用についてお答えします。

思春期は、自立した大人になっていくために誰もが通らねばならない大切な時期です。特にこの時期の子どもたちには、生きる主体者として自分の力で歩む意思を持たせること、自分が価値ある存在であるという自己肯定感を育むことが重要となります。そのために家庭では、大切な我が子から常に目を離さずに見守ること、我が子を信じて肯定的に見ること、我が子の言葉に耳を傾け、思いを十分に受けとめること、行為として許せないことがあった場合は、我が子のために毅然たる態度を示すことなど、親としてのどっしりした構えが大切です。そして、子育てを通して、親も子どもとともに学び成長していくという構えも必要です。

学校は、こうした構えをPTA総会や家庭教育学級など、さまざまな場で保護者に伝えるとともに、いつでも先生に相談したり、必要に応じてスクールカウンセラーに相談したりできる体制を整えています。とはいえ、学校に相談できない方も多く見えると思いますので、子どもの不安定な様子に戸惑い不安になってみえる保護者の思いに寄り添い、その不安や悩みを少しでも解消していくことができますように、御紹介いただきました冊子「思春期の子どもの心と親のかかわり」を参考にさせていただきますながら、思春期の子どもへの親のかかわり方のポイント、それから子育て相談窓口などを広く紹介する方法を考えてまいりたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

自分も子どもを育てたときを振り返ってみますと、中学校へ子どもが入ったころというのは、親とのかかわりを避けられるといいますか、一緒に歩きたくないとか、何かそんなようなふうに見えるんですが、本当に中学生というのは次の進学のことであって、心がすごく不安定な時期という、そういったこともあわせて、親が一方的に上から言うのではなくて、本当に、ちょっとしたそういう参考書みたいなのがあると本当に安心できるのではないかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

この京都では、保護者から「身近な話題が多く参考になる」「子育て、しつけの仕方を考え直すきっかけになった」などの反響が寄せられ、子どもの側からも、「この本に書いてあるようになると思うから、お母さんもしっかり読んでおいて」などの声も上がっているという、すごい反響があるということなんです。子どもにとっても親にとっても、やっぱりそういった事例があるというときに、こういうふうなんだなというふうに参加になるということは、すごい心強いことだと思いますので、ぜひよろしくお願ひをします。

次に、4点目の結婚新生活支援事業についてということでお尋ねをいたします。

厚生労働省によれば、2015年の結婚件数というのが63万5,156組ということで、全国ですのでぴんときないわけですが、戦後最少だそうです。年々、結婚する件数というのが減っていつていると

いう、今そういう現状だそうです。結婚する若者が減少傾向で、男女の結婚に対する価値観の違いや出会いの場が少ないことなどが背景に上げられているということです。

そこで、山田昌弘という東京大学の大学院博士課程修了をされて、現在は中央大学の文学部で教授を試みえる、内閣府とかそういったところもいろんな意見を言う、そういった立場の方なんです。婚活という言葉をつくり上げた、本を出して「婚活」という言葉を一世風靡した方なんです。今、「結婚クライシス」といった本を出しているんです。その結婚クライシスって何のことかなと思ったら、男女が結婚しない、結婚できない、結婚したくない、そういう状況を結婚クライシスと呼ぶそうです。それではもう本当に少子化は免れないという、そんなふう思うわけですが、その方のインタビュー記事の中に、今、恋をしない若者がふえているということなんです。国立社会保障・人口問題研究所の調査で、交際相手のいない未婚者、18歳から34歳が男性で70%、女性は約60%と高い水準にあることがわかった。一方で、いずれは結婚しようとする未婚者は、男性で約86%、女性は約90%に上る。人口減少時代に入り少子化対策の重要性も増す中、このギャップというのは背景に何があるのかということでインタビューをされたわけですが、少し前に、今の若者は恋愛をしないという、そんなことを報道されていたんです。それを聞いて、へえ、大変なことだなあと、ここに見える方は、皆さん、恋愛結婚か見合い結婚か知りませんが、本当に恋愛をして、やっぱり人間として向上ができるんじゃないかなあというふうに思いますので、そういった今の情勢といいますか、そういった社会情勢というのは大変怖いことだなあというふうに、そんな話を聞いたときに思いました。

その中で、恋愛をすっ飛ばして結婚を望む人が多い、今現在はそういう状況だそうです。恋愛しなくても結婚してしまうという。恋愛の結果としての結婚より、経済的に安定した生活を営むことを優先した結婚を望む傾向が女性に強いと。もう恋愛はすっ飛ばして、とにかく経済的に豊かで楽をさせてもらえる人と結婚したいというのが女性の中では多いそうです。しかし、男性間の経済格差が広がっていて、それゆえ結婚に至らない相手と恋愛しても無駄で、面倒と捉える若者が女性だけでなく男性にもふえている。安定を求める女性は、収入の低い男性との交際を時間の無駄と考え、男性側も、交際しても結婚は断られるに違いないとして、経済状況が厳しい人ほど諦めてしまうというのが今の現状だそうです。実際、内閣府の調査でも、男性の既婚者、結婚している20代から30代の方で、年収300万円未満という方は8から9%だそうです。年収300万円以上になると、約25%から40%に達するというので、もちろんそうですが、本当に経済的に厳しい人は結婚もできないという、今そんな現状であるということです。

もう一つの背景というのは、恋愛そのものへの欲求よりも憧れへの低下ということで、自分たちの今の若者の親世代というのは恋愛結婚した人が多いわけですが、その親の姿を見て、恋愛結婚してもこんなもんかという、そういうような感覚から恋愛から離れていくという、そういったことだそうです。それで、楽しい時期は一時期で、経済力を優先に結婚すべきと現実的には考えているということで、本当に恋愛に対する意欲の有無が一番大きな問題であるという、それならどうしたらいいのということになるわけですが、本当に今、現実主義といいますか、そういった若者が多いと

いう中で、本当に結婚をなかなかする人が少ないという、そういった現状だそうです。

そういう中でも、結婚したくても経済的な理由で踏み出せない若者も多くいるということで、国立社会保障・人口問題研究所が結婚の意思のある未婚者に「1年以内に結婚するとしたら何が障害になりますか」とアンケートをとったところ「結婚資金」との回答が最も多く、男性で43.3%、女性で41.9に上りました。また「結婚のための住居」等の回答が男性で21.2%、女性で15.3%ということで、経済的な理由で結婚に踏み出せない若者がふえているということで、出生率の低下につながり少子化が進む、そういった一つの原因にもなっているということです。

内閣府が20代から30代の未婚・結婚3年以内の男女を対象に結婚を希望する人に対して行政に実施してほしい取り組みを聞いたところ、結婚や住宅に対する資金貸与や補助支援を上げた人が42.3%に上っていました。国は、2015年度補正予算に結婚新生活支援に関する補助金を初めて盛り込み、現在、全国の36都道府県101自治体で実施している。そして、今後実施する自治体はふえるであろうという、そういうふうに見込まれています。2016年度の第2次補正予算案には、結婚新生活補助金として10.3億円が盛り込まれています。さらに、来年度の予算概算要求でも6.1億円が盛り込まれているということで、本市においてもそういった結婚の新生活への支援といたしますか、ハッピーウェディング事業としてそういった支援が行えないでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、結婚新生活支援事業につきましてお答えさせていただきます。

結婚新生活支援事業は少子化対策として、経済的理由で結婚に踏み出せない低所得者を対象に、結婚に伴う新生活を経済的に支援する事業を新たに始めた自治体に対して国が支援するもので、婚姻数の増加につながるものとしております。事業の内容といたしましては、新規に結婚した世帯で、世帯合算所得300万円未満の世帯が対象で、婚姻に伴う新生活のため、新規に住宅を取得する場合や賃貸での新居生活に係る居住費、婚姻に伴う引っ越しに係る経費に対し、1世帯当たり18万円を限度に補助するものでございます。

本市では移住・定住を促進するため、移住・定住住宅補助金事業や3世代同居・近居住宅補助金交付事業を実施し、50万円を限度に補助しているところでございますが、結婚新生活支援事業につきましては、平成29年度に実施できるよう要綱等の整備を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

新しい生活を始める若者が本巢市にそれこそ定住して、子どももたくさんふえる、そんな未来図を描いてまいりたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（上谷政明君）

続きまして、8番 高橋勝美君の発言を許します。

○8番（高橋勝美君）

12月に入りまして、師走と申しますか、本当に、もうはやきょう5日になりまして、日増しに早く何かお正月が来るような感じがしております。特にことは特産の富有柿の色づけがおくれまして、私ども大変、この12月に入っても忙しく働いておったわけでございます。というようなことで、12月には私どものうちへマレーシアから留学生が1人来るようになっておりまして、また市長のほうへも12日に表敬訪問をさせていただきますが、そういうようなことで、ちょっと家族が動揺しておるような状態でございます。

それでは通告に従いまして、本巢市出生率と婚活サポートについての御質問をさせていただきます。

人口減少対策は、地方から首都圏まで大きな課題となっています。日経新聞が発行しました「日経グローバル」でございますが、これに10月17日発行ナンバー302号で、9月に公表された2015年度の人口動態調査のもとで算出された1人の女性が一生の間に産む子どもの数を示し、また15から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものを合計特殊出生率として、少子化対策では必須のキーワードであるということがうたわれております。厚生労働省では5月、2015年の日本の出生率が0.04ポイント上がる1.46と、2年ぶりに上昇したと発表されました。資料1を見ていただきますと、本巢市は1.25で、前より0.2ポイント下がっています。2015年の合計特殊出生率の1位は沖縄県の宮古島市が2.25ポイント、2位は滋賀県栗東市の2.16ポイント、3位が沖縄県豊見城市が2.14ポイントであり、地元岐阜県の瑞穂市は1.93で、全国20番目でありました。本巢市の女性の人口を見ていただきますと、15歳から49歳の日本人女性は6,677人であるが、瑞浪市は7,240人で出生率が1.44ポイントであります。女性の人口では一概には言えないかもしれませんが、関係があると思います。

安倍政権が目指す希望出生率1.8ポイントと上げられています。それには産み育てやすいまち、子育て環境とともに雇用の場も重要な要素でないかと思えます。それによっては、結婚・子育てしやすい職場であることで、先日も市内3社の企業に石川副市長から認定書が授与されていました。また、某新聞社の広告で企画されていますが、子育てに優しいまち本巢市がテーマで、本巢市結婚・子育てアドバンス企業認定制度、さまざまな子育て支援の取り組みが行われているようでございますが、そこで、出生率に関係する婚活サポートについてお尋ねしたいと思います。

平成21年9月の議会で、黒田議員の質問にありました中で婚活問題に対しての質問がございまして、それに当時の部長の回答が、平成18年から平成20年までに3年間で4回開催されたということでございまして、市内の参加者が少なく、事業の効果を確認することが困難な状況であるため中止をされたという御報告が載ってございました。そこで今年度、10月1日に開催されました少子化とその要因として未婚化・晩婚化への対応として、結婚を望む方に出会い・交流の場を設け、結婚を考

えるきっかけづくりを支援する目的で婚活イベントが行われましたが、先ほども船渡議員からいろいろ婚活の問題で話がございましたが、今度開催されましたものに対して何人の参加者がありましたか。

また、政府は結婚相手を熱心に探す婚活支援に本腰を入れ始め、今年度初めから自治体主催の婚活イベントへの交付金支出を来年度から予算では倍増する方針で、未婚率の上昇している現状に歯どめをかける目的があるということでもございました。

そこで市長さんにお尋ねしますが、本市の上昇対策についてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、本巢市の出生率と婚活サポートについての1つ目の御質問の本市の出生率の上昇対策についての考えはどうかということについて、お答えを申し上げたいと思います。

先ほど船渡議員からも結婚の婚活の話等々もございましたけれども、大変結婚をしないという、子どもが生まれる・生まれないというのは、まず結婚をしないことにはなかなか子どももふえてこないものですから、まず結婚をしていただくということがまず第一だと思いますけれども、少しそういったことを前提にしながらお答えをさせていただきたいと思っています。

現在、少子・高齢化の急速な進展というのが人口減少の起因となっているということで、国におきましては日本一億総活躍プランというのが、これをもとに新しいこのものを新しい三本の矢の一つにしまして、夢を紡ぐ子育て支援ということで、希望出生率を目標に掲げまして、1.8という、直結する緊急対策を展開するということにいたしております。これを受けまして、私ども本巢市におきましても、本巢市まち・ひと・しごと創生総合戦略というのを昨年策定をいたしました。また本巢市第2次総合計画でも策定をいたしておりますけれども、その中でも合計特殊出生率を目標に掲げまして、若い世代の結婚・出産・子育ての支援というのに取り組んでいるところでございます。

そういった中で、少子化対策として出生率を上昇させるためにはどういうことが必要なんだろうかということでもありますけれども、これはよく言われておるとおり、希望する時期に結婚ができて、そして出産や子育てに係る経済的・精神的負担の軽減というものが求められているということで、そして子育てを切れ目のない形で子育て支援をしていくということで、そういった環境づくりも重要であるという、この3つの希望する時期に結婚ができて、そしてまた経済的・精神的な負担も軽減され、そして子どもができた後も子育てをしやすい環境と、これら3つのものがそれぞれ相互関連をしながら継続的に実施されるというのが重要であるということになっておりまして、そのため本巢市では、これまでの取り組みに加えまして、今年度新たな対策ということで、先ほど来ちよっとお話に出ています婚活イベントをまた再度開催していくということをさせていただきましたり、また一般不妊治療費の助成とか、高校生の医療費の支援、また第3子以降の給食費の実質的無

料化、また幼稚園・保育園の全園同じ統一的なもとに行います市内全園の幼児園化というようなこと。また、小学校1年生から6年生まで面倒を見ようということで留守家庭教室というのも拡充をさせていただきました。そしてまた子育て3世代同居につきましては、住宅改築等々になったときのそういった支援もやろうということで、できる限りやっつけようということで、この取り組みを始めたところでもございます。

そしてまた、ソフト面におきましては、先ほど高橋議員のほうからお話、紹介がございましたけれども、結婚・子育てアドバンス企業認定制度というのを今年度本巢市も創設いたしまして、仕事と家庭の両立を目指す市内企業を認定することで、社会全体で結婚や出産・子育てがしやすい環境づくりというところに努めているところでもございます。

今後も、このように行政のみならず市内企業などとも連携を図りながら、また先ほど来お話し申し上げていますように、できる取り組みには最大限実施するというので、若い世代の結婚・出産・子育て支援に取り組んでいきたい。こういう取り組みを通じて出生率の向上、そして我々の総合戦略、第2次総合計画で内閣が求めております1.8というようなことも目標に取り組みながら、そして人口減少は抑止に取り組んでいきたいと思っております。

いずれにいたしましても、若い世代が少なくなってくるということは地域の活力が低下することにつながるということもありますので、そういうことを前提にしながら、結婚・子育てのしっかりとした支援を今後とも続けることで出生率の向上に努めていきたいというふうに思っております。

〔8番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

ありがとうございました。

いろいろと市長さんのお考えがございまして進めていただいておりますが、特に3社のアドバンス企業だけじゃなしに、もっと企業がたくさんございますもんですから、行政指導をしていただいて、結婚・子育てアドバンス企業の認定を多く市内でつくっていただいて、出生率の効率を上げていただきたいと、かように思っておりますので、今後またよろしく願いいたします。

続きまして、これからの婚活イベントについて企画部長にお尋ねします。

○議長（上谷政明君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、これからの婚活イベントにつきましての考えにお答えをさせていただきます。

婚活イベントにつきましては、先ほど来お話がございましたように、過去におきまして平成18年度からでございますが、20年度にかけて4回でございますが実施をいたしました。いずれも市内在住者の参加率が低く、事業効果が高いとは言いがたい状況でありましたことから、平成20年度をもって終了いたしました。しかしながら進行する少子化の要因の一つでもございます未婚化・晩婚

化に対応するため、改めて本年10月に男女の出会いや交流の場を設け、結婚を考えるきっかけづくりを支援するため、本巢郡レクリエーション協会の御協力をいただき、婚活イベントを実施したところでございます。

今回実施したイベントには、男性23名、女性14名の合わせて37名の方が参加され、レクリエーションを通じて交流を深めていただきました。

当日参加者に対して行いましたアンケートでは、回答のありました参加者のうち約半数の方から「イベント内容については満足であった」との回答をいただきましたが、市内在住者の参加は約2割と少なく、過去の開催と同様の課題が残る結果となりました。また、「交流はできたが特に進展がなかった」と答える方も多くございました。こうしたことから、今後の婚活イベントにつきましては、市内の方が参加しやすい環境を整えることに加えまして、交流の場や機会をふやすためにも、同じメンバーによるイベントの複数回実施なども含めまして、時期でありますとか場所、内容等につきまして、専門家の意見をお聞きしながら今後計画をしていきたいと思っております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

ありがとうございました。

今回の婚活イベントの申し込みをメールで受け付けになっておりましたが、そんなものですから、今後、その受け付け方法にもちょっと考えていただいてPRをしてもらいたいと思っております。

15年の国勢調査で岐阜県内の30代後半、35から39歳の男性が3人に1人、女性が5人に1人が未婚であることが発表されておりました。未婚率は男性が33.2%、女性は17.9%で、前回の10年調査に比べて男性が1.1ポイント、女性は1.7ポイント上昇したということでございまして、若い世代の未婚率が軒並み上昇しており、非婚化の傾向が続いているとのことであることが新聞で報道されておりました。部長の答弁にもありましたように、本巢市も非婚化にならないよう婚活イベントを多く開催していただいて、できるだけ出会いの場を考えていただくことをお願い申し上げまして質問を終わりたいと思います。

続きまして、熊本、鳥取、また最近では和歌山沖で震度4の地震がございました。2番目の大規模地震時の電気火災の発生抑制のために住宅の感震ブレーカー設置及び市内中学校に防災部を創設したらどうかということで、この「防災ガイド」というものをちょっと見ていましたら、いろいろと今後どうしたらいいかということが内閣府のほうから出ているのがございましたもので、ちょっと質問させていただきます。

近年の大規模震災時においては、資料2に出しておりますように、出火原因の表を載せておきましたが、電気を起因とする火災が多く見られるようになっていきます。内閣府の防災担当者は、感震ブレーカー、地震時に一定以上の揺れを感震し、自動的に通電を遮断する装置の普及に向けた取り

組みを推進されているとのことをございまして、今年度の6月議会で舩渡議員さんの質問に岡崎総務部長は、自主防災組織活性化事業の中で対応してまいりますという答弁が出ておりましたが、今年度、28年度第3回の自治会長さんの会議の資料を見せていただきますと、29年度自主防災組織活性化事業補助金の要望書の中に、防災用具として感震ブレーカー50個20万円ということが記載されておりましたが、これは補助事業でやられるんだと思っておりますが、それもちょっと後で質問させていただきたいと思いますが、設置で考えておられることはよくわかりました。

次に、地域の中学生在が先ほども防災の件で舩渡議員からお話が出ました、中学生が、助けられる人が助ける人を合い言葉に中学校に防災部を創設し、地域の高齢者や子どもたちを初め人のつながりを輪として地域の防災活動への参加、ジュニア防災検定の受検、地域の高齢者訪問、幼稚園との合同避難訓練など、中学生が積極的に防災活動を行い、自分たちのまちは自分たちで守るという意識やおもいやりの心を育て、将来、防災部活動中核となる防災ジュニアリーダーを育てるよう考えたらどうかと、かように思っております。

というようなことで質問に入らせていただきますが、総務部長にお尋ねしますが、住宅への感震ブレーカーの設置については考えてもらえておるということをございしますが、補助事業などで個人の負担が必要なかどうかということもお尋ねしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

住宅への感震ブレーカーの設置についての考えにつきまして、お答えさせていただきます。

内閣府では、平成27年3月に公表されました「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会報告書」におきまして、大規模災害時における漏電火災対策として、おおむね震度5強で作動する感震ブレーカーの設置が有効な対策として示されております。市では来年度からの新たな取り組みといたしまして、コンセントに容易に設置できる簡易タイプの感震ブレーカーの購入費用につきましても、自主防災組織活性化事業補助金の交付対象となるよう要綱の一部を改正させていただいたところであります。11月の本巣市連合自治会長会及び各地域の自治会長会で、先ほど議員の御説明のとおり説明をさせていただき、次年度、平成29年度から自主防災組織の取り組みの一つとして説明をさせていただいております。

今後とも防災・震災対策を進めていきます上で、感震ブレーカーは2次災害を防止するための有効な対策の一つとして普及及び啓発を推進してまいりたいと思っております。

なお、設置費用の助成につきましては、既に実施しております自主防災組織活性化事業の補助事業の中で対応してまいりたいと思っておりますので、補助申請、各地域の自主防災組織が申請していただくわけでありますけど、その各自主防災組織の対応によって、個人負担になるのか自治会負担になるのかというのは、考え方が分かれるところであると考えております。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

ありがとうございました。

やっぱり補助事業だから、自治会で負担するか個人負担が出てくるということでございますね。それですと、今、感震ブレーカーについては認知が余りないんですね。表にもちょっと載せておきましたが、余り普及されていないということでありまして、皆さん御存じでない方が多いかと思っておりますが、簡易感震ブレーカーというのが、器具の値段、今50個で20万円ということは4,000円ばかりで買えるわけでございます、今、分電盤のところに取りつける、こういう簡易ブレーカーというのが、ことしの5月から総務省が認定しているものがございまして4,000円前後で購入できるということでございまして、取りつけがちょっと専門家がやらないかんかわかりませんが、というようなのが出ておりまして、自治会全世帯に配付設置をされているという自治体も国内にはあるようでございまして、そういうことも4,000円程度のものでございますもので、今後考えていただければありがたいんじゃないかと、かように思っております。よろしくお願ひします。

次に、教育長さんにお尋ねしますが、市内中学校に防災部を創設したらどうかということでございまして、地域における災害弱者である高齢者や子どもたちを中学生が守っていく、防災で生まれる世代を超えた人のつながりができるのではないのでしょうか。考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

それでは、中学校における防災部の創設についてお答えをします。

これからの時代は、いかなるときも自分の命は自分で守り、たくましく生き抜いていく力が必要となります。防災教育は、とうとい命を守る教育であり、その重要性から、全ての学校において教育活動の中核に据えて実施をしております。阪神淡路大震災、東日本大震災の際に、混乱が続く避難所が徐々に落ちついていった大きな要因の一つに中学生の存在があったという話を聞きます。また、震災当日、中学生が小学生の手を引いたり、保育園の子を抱きかかえたりして避難し、命を救った事実からは、中学生のたくましさと日ごろからの防災教育の成果を見た思いです。

中学生は、災害時における地域の大きな力となるべき存在であり、近い将来、地域の防災リーダーとなっていくべき存在です。ですから中学校の防災教育は、自分の命は自分で守るために、自分で判断し行動すること。助けられる人から助ける人への意識のもと、広い視野でみずから動くこと。防災文化を継承し、地域の危険や命を守る知恵を学ぶことが大切です。各小・中学校では、以前の避難訓練にとどまらず、災害発生の時刻や場所をさまざまに想定し、状況に応じて子どもが判断して避難する命を守る訓練や、地図を用いて地域で起こり得る災害や危険箇所を認識する災害図

上訓練、DIGというものですけれども、さらには過去の災害を知り、避難方法を明確にする学習などを展開してきています。

このような取り組みを充実させながら、部活動という一部の生徒の活動にとどまらず、市内全ての中学生が自身の役割を認識し、高齢者や幼い子どもたちへの気配りや、体力を生かした救護活動や配給活動への積極的な協力、インターネット等を駆使した情報の収集や発信、人々を励ます活動の推進など、防災ジュニアリーダーとして積極的に動ける力を身につけていきたいと考えています。

また、防災は学校だけでなく地域と一体となって推進しなければならないと考えております。自治会の皆様初め地域の皆様には、ふれあい会議などで行っていただいておりますように、中学生を地域の活動にさまざまな形で位置づけ、期待を込めて語り接していただくとともに、地域防災活動においても中学生の役割を明確にした取り組みを行っていただくことが、みずからの地域を守るという主体的な態度につながっていくと捉えています。

地域と学校が一緒になって今後ますます地域防災力と地域コミュニティの力を高めていくことをお願いいたしますとともに、学校における防災教育の取り組みも積極的に地域の皆様に発信し、中学生の参画した災害に強いまちづくりに努めてまいりたいと考えております。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

ありがとうございました。

教育長さんから地域と中学生が防災に絡んでくれるということになっていきたいというお話ですが、糸貫地域では3世代交流の場を設けて、1日、半日近く遊ぶ、遊ぶというのは協議をして中学生と交流を結んだりしておるわけですが、そういう中にも一緒に入っていて、今後も防災の会議等にも入っていて、中学生が入って地域の防災もみんなと一緒に考えるということ、学校側からもひとつ御指導願って進めていただくようお願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

散会の宣告

○議長（上谷政明君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日、12月6日火曜日午前9時から本会議を開会しますので御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさんでした。御苦労さんでした。

午後2時26分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

